Ⅱ. 退職手当共済制度における必要な手続き

1 退職手当共済制度における必要な手続き

社会福祉施設職員等退職手当共済契約を締結した後は、社会福祉施設職員等退職手当共済 約款(以下、「共済約款」といいます。)に基づき、共済契約者は機構に対し必要な届出を行 う必要があります。

届出は、共済約款に様式が定められていますので、その様式を使い行ってください。また、一部の届出については電子届出システムからも届出または作成することができます。 < 口 106~109ページ参照>

届出様式については、送付している様式集をご利用いただく他、常に最新の様式が掲載されている機構ホームページからもダウンロードできます。

2 よくある手続き

毎年度4月1日の在籍職員及びその従業状況を報告する

毎事業年度、4月1日において使用する被共済職員について、<u>『掛金納付対象職員届(掛金届)』(様式第2号)を4月末日までに提出していただくことが必要です。「掛金届」は、全ての共済契約者が提出する</u>必要があります。(参考:共済法施行規則第14条 約款第18条)

【手続きの流れ】

毎事業年度3月末に掛金届提出のご依頼文書をお送りします。電子届出システムを利用している方と 利用していない方では手続きが異なりますのでご注意ください。

○電子届出システムを利用している方

電子届出システムをご利用の方は、電子届出システム上で作成、提出が可能です。作成にあたってはナビゲーション機能やエラーチェック機能が搭載されていますので、安心してご利用いただきます。

なお、3月末日より電子届出システムを利用し、掛金届の作成はできますが、4月1日以降でないと提出はできません。作成等の詳細につきましては<型113~115ページ参照>

○電子届出システムを利用していない方

依頼文書とともにお送りしている紙の掛金届において、必要事項を記入し、専用封筒をご利用いただきご返信ください。なお、必ずお手元にコピー等をして保管してください。

電子届出システム

掛金を納付する

毎事業年度、4月1日において使用する被共済職員についてご報告いただく掛金届に記載した職員数に応じて、5月末日までに掛金を納付していただきます。(参考:共済法第15~16条、共済法施行令第6条、共済法施行規則第9~11条、約款第6~12条)

【手続きの流れ】

ご報告いただく掛金届に記載されている職員数に応じ掛金を計算し、機構が指定する口座にお振り込みください。電子届出システムをご利用の場合は、掛金が自動計算される機能があるので便利です。お振り込みに係る費用について貴法人の負担となりますのでご了承ください。

なお、期日までに掛金が納付されない場合は、納付されるまでの間割増金が発生する他、納付期限から 2か月を経過しても納付がない場合は共済契約の解除となりますのでご注意ください。

災害その他やむを得ない理由により納付期限までに納付することができない場合はご相談ください。

手続きの詳細につきましては<四41ページ参照>

職員を採用したとき

職員を採用し、その職員が加入要件<型13~15ページ参照>を満たしている場合は、新規加入の手続きをおとりいただきます。

なお、その職員が以前より被共済職員であり、退職手当金を請求していない場合は、「継続異動」または「合算制度」により被共済職員期間を引き継ぐことが可能ですので、必ずご確認ください。

【新規加入の手続きの流れ】

加入時期により、お手続きが異なります。加入した際は速やかにお届けください。

- (1)4月1日に採用した職員の方の加入手続き
 - ☞掛金届においてお手続き下さい
- (2)4月1日以外に採用した職員の方の加入手続き
 - ☞「被共済職員加入届(加入届)」(様式第6号)においてお手続きください。
 - ※4月1日以外に採用した職員は、当該年度の掛金を納付する必要はありません

手続きの詳細につきましてはく掛金届四50~53ページ参照> <加入届四56~57ページ参照>

【継続異動の手続きの流れ】

異動元の共済契約者が作成された「共済契約者間継続異動届」(約款様式第8号)に該当部分を記入 し、機構にご提出ください。

手続きの詳細につきましてはく四58~61ページ参照>

【合算制度の手続きの流れ】

新規加入の手続きと同じになりますが、異動理由を記入する際、必ず「合算申出増」を選択のうえ、ご提出ください。

手続きの詳細につきましては<□50~53ページ及び56~57ページ参照>

職員が退職する

電子届出システムで

職員が退職した場合、または加入要件を満たさなくなった場合は、以下のいずれかの手続きをとることができます。

- (1)退職手当金の請求(ただし、在籍期間または被共済職員期間が1年未満の場合は除きます)
- (2)合算制度の利用(利用条件は<□33~35ページ参照>)
- (3)継続異動の利用(利用条件は< 434~35ページ参照>)

【退職手当金請求の手続きの流れ】

「被共済職員退職届、退職手当金請求書」(約款様式第7号、7号の2)をご作成のうえ、施設が所在する都道府県の業務委託先に提出してください。

なお、電子届出システムでは退職届部分の作成が可能です。

手続きの詳細につきましてはく 483~105ページ及び124~129ページ参照>

【合算制度の手続きの流れ】

「合算制度利用申出書」(約款様式第7号の3)をご作成のうえ、合算を申し出る旨をご報告ください。 手続きの詳細につきましてはく□88ページ参照>

【継続異動の手続きの流れ】

「共済契約者間継続異動届」(様式第8号)を作成し、異動先の共済契約者にお渡しください。 手続きの詳細につきましては<□58~61ページ参照>

共済契約者・施設・事業の情報を変更したとき

共済契約者または施設・事業の名称や住所を変更する際には、『共済契約者氏名等変更届・共済契約 証書再交付申請書』(様式第10号)をご提出いただきます。

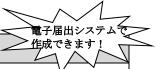
【手続きの流れ】

『共済契約者氏名等変更届・共済契約証書再交付申出書』(様式第10号)を作成のうえ、機構にご提出してください。なお、共済契約者の名称・住所を変更した場合には、法人登記簿謄本(履歴事項全部証明書)の写しを必ず添付してください。

なお、代表者の変更に係る手続きについては必要ありません。

手続きの詳細につきましては<四67~68ページ参照>

新しい施設・事業を開始したとき



新しく施設・事業を開始したときは、『施設等新設届・申出書』(様式第1号)により加入手続きを行ってください。

なお、社会福祉施設等<³~5ページ参照>を開始した場合は「施設等新設届・申出書」の提出は必須ですが、特定介護保険施設等<³~5ページ参照>、申出施設<³~5ページ参照>の場合は任意となります。また、任意加入した特定介護保険施設等、申出施設において加入要件を満たす職員はすべて加入させなければなりません。

【手続きの流れ】

『施設等新設届・申出書』(様式第1号)を作成のうえ、<u>施設・事業の認可書等を添付</u>していただき、機構にご提出下さい。

手続きの詳細につきましては<四43~49ページ参照>

3 その他の手続き

よくある手続きを含め、すべての手続きについては、以下のとおりとなります。

【職員に関すること】

届出が必要なとき	手続き・必要な届出書類	提出先
4月1日現在の被共済職員の在籍状況及び 従業状況を報告する	掛金納付対象職員届にてご報告ください。 <□50~53ページ参照>	機構
職員を新規に採用した	被共済職員加入届にてご報告ください。 <□56~57ページ参照>	機構
職員が退職した (職員が加入要件を満たさなくなった)	(退職手当金を請求したい) 被共済職員退職届、退職手当金請求書に てご報告ください。 <□83~105ページ参照> (合算制度を利用したい) 被共済職員退職届、合算制度利用申出書 にてご報告ください。 <□33ページ及び88ページ参照>	業務委託先
	(継続異動制度を利用したい) 共済契約者間継続職員異動届にてご報告 ください。 <q34ページ及び58~61ページ参照></q34ページ及び58~61ページ参照>	機構
職員が法人内の契約対象施設に異動した (職員が配置換えとなった)	変更のあった翌年度の掛金納付対象職員 届にてご報告ください。 <□50~53ページ参照>	機構

届出が必要なとき	手続き・必要な届出書類	提出先
職員が法人内の契約対象外施設に異動した	共済契約対象(外)施設等異動届にてご報告ください <□62~64ページ参照>	機構
職員が法人内の契約対象外施設から異動 してきた	共済契約対象(外)施設等異動届にてご報告ください <□65~66ページ参照>	機構
職員の氏名が変わった	変更のあった翌年度の掛金納付対象職員 届にてご報告ください。	機構
職員が育児休業を取得した	取得した翌年度の掛金納付対象職員届に てご報告ください。	機構

【共済契約者に関すること】

届出が必要なとき	手続き・必要な届出書類	提出先
社会福祉施設等を新設又は開始したとき 他の経営者から社会福祉施設等を移管されたとき 特定介護保険施設等又は申出施設等を加 入施設として申出をするとき	施設等新設届・申出書にてご報告ください。 <��43~49ページ参照>	機構
社会福祉施設等又は特定介護保険施設等 のすべてを廃止又は休止したとき 法人を解散したとき 経営者が交替したとき 社会福祉施設等又は特定介護保険施設等 のすべてを他の経営者に移管したとき	社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届にてご報告ください。	機構
被共済職員について中小企業退職金共済 法による共済契約を締結したとき	中小企業退職金共済契約締結届にてご報告ください。	機構
被共済職員全員の同意を得て、共済契約を 解除するとき	退職手当共済契約解除通知書にてご報告ください。	機構
特定介護保険施設等、申出施設等の施設・事業単位で当該施設・事業にかかる被共済職員全員の同意を得て、共済契約を部分解除するとき 平成18年4月1日以降の加入者について共済契約を部分解除するとき(特定介護保険施設等(平成18年4月1日制度改正対象施設)に限る) 社会福祉施設等から特定介護保険施設等へ転換した施設等で転換日以降の加入者について共済契約を部分解除するとき 平成28年4月1日以降の加入者について共	退職手当共済契約部分解除通知書にてご報告ください。	機構

手続き編(退職手当共済制度における必要な手続き)

届出が必要なとき	手続き・必要な届出書類	提出先
済契約を部分解除するとき(特定介護保険施設等(平成28年4月1日制度改正対象施設)に限る)	退職手当共済契約部分解除通知書にてご報告ください。	機構
共済契約者の氏名、名称、住所が変わったとき 共済契約対象施設・事業の名称、所在地又は種類が変わったとき 共済契約証書を紛失、き損したとき	共済契約者氏名等変更届・共済契約証書 再交付申出書にてご報告ください。 <□67~68ページ参照>	機構
共済契約対象施設等の一部を廃止又は休止したとき 共済契約対象施設等の一部を他の経営者 に移管したとき	共済契約対象施設等一部廃止等届にてご報告ください。 <��69~70ページ参照>	機構
災害その他やむを得ない理由により掛金を 納付期限内に納付できないとき	掛金納付期限延長承認申請書にてご報告ください。	機構
社会福祉施設等から特定介護保険施設等へ転換するとき	社会福祉施設等から特定介護保険施設等 への転換届にてご報告ください。	機構
施設を転換する日以後新たに使用する職員 について加入させないとき	施設を転換する日以後新たに使用する職員 について加入させない旨の届	機構
当該年度の掛金納付対象職員届(又は4月 1日付の施設等新設届・申出書)に記入した 特定職員数や措置入所障害児関係業務従 事職員数の見込数が、確定した当該職員数 と異なっていたとき	措置入所障害児関係業務従事職員数・特 定職員数の見込数変更届にてご報告くださ い。	機構

主な届出書の記載例

約款様式

124	_ <u></u>	п	# 4 <u>4</u> 4		0 33
禄	式番	号	様式名	根拠規定	ページ
第	1	号	施設等新設届•申出書	第4条の2	43~49
A7	1	J	(別紙)施設等新設届•申出書職員名簿	第4条の3	
				第18条第1項	
第	2	号	掛金納付対象職員届	第19条	□ 50~53
				第26条	
			措置入所障害児関係業務従事職員数・特定職員数の見		I man I for all a control
第 2	2 号 (\mathcal{D} 2	込数変更届	第18条第3項	掲載省略
第	3	号	掛金納付期限延長申請書	第12条第2項	掲載省略
			社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者で	第15条	
第	4	号	なくなった者の届	第16条	$\square 54 \sim 55$
第	5	号	中小企業退職金共済契約締結届	第17条	掲載省略
第	6	号	被共済職員加入届	第20条	□ 56~57
>14		•		第19条	
				第21条第1項	
第	7	号	被共済職員退職届	第26条	□ 90~101
				第38条第1項	
			□赋壬业入建业事 ※D07の旧赋壬业入建业事效	第30末第1項	
第7	7号(\mathcal{D} 2	退職手当金請求書 ※P87の退職手当金請求書等	第38条	90~101
			提出前チェックリストを必ずご活用下さい。	MORA MOTE M	
第	7 号	Ø3	合算制度利用申出書 ※P87の退職手当金請求書等	第35条第8項、第	掲載省略
			提出前チェックリストを必ずご活用下さい。	38条	
第	8	号	共済契約者間継続職員異動届	第22条第1項	□ 58~61
第	9	号	共済契約対象(外)施設等異動届	第22条の2第1項	□ 62~66
第9	9号(カ2	削除	_	-
第	1 0	무	共済契約者氏名等変更届·共済契約証書再交付申出書	第23条	□ 67~68
//i	1 0	ク	大仍大小14人口守久火油 大仍大小1直背火门中山音	第50条第1項	
第	1 1	号	削除	_	
<u> </u>	1 2	号	共済契約対象施設等一部廃止等届	笠0.5久	Mc0 - 70
第	1 2	カ	(別紙)共済契約対象施設等一部廃止等届職員名簿	第25条	4 69~70
第	1 3	号	退職手当共済契約解除通知書	第31条第3項	1 72~76
第1	3号	の2	退職手当共済契約部分解除通知書	第31条第4項	1 72~76
第14	4号、1	15号	削除	_	-
第	1 6	号	社会福祉施設等から特定介護保険施設等への転換届	附則第5項	掲載省略
£tr →	C [□]	<i>D</i> 0	施設を転換する日以後新たに使用する職員について加	74.日1.65.4.7五	十日 キャンシ m々
弗↓	6号	<i>0</i>)2	入させない旨の届	附則第4項	掲載省略
			·	l	

別添様式

	様式名	ページ
1	現認証明書(業務上の負傷又は疾病により休業した場合、その理由が業務に起因することを証する書類)	1 77
2	現認証明書(業務上の死亡により退職した場合、その理由が業務に起因することを証する書類)	掲載省略

※ 本資料には記載例のみを掲載しております。届出書の印刷は<□113ページ参照>

施設等新設届・申出書の記載上の留意点(1/7)



新たに施設・事業を新設または申し出する場合、『施設等新設届・申出書』を提出してください。

施設等新設届・申出書	
	(約款様式第1号)
平成 OO年 4月10日 独立行政法人福祉医療機構理事長 様	機構受付日付印 ◎◎◎
然立门及伍八届世区派(汉 梅廷事义 家	下こコ
次のとおり施設・事業について	記届 1 載出 1
次のとおり施設・事業について 設 区 区 と の と と と の と の と の と の と の と の と の	
分 3 申出施設等として申し出ます。	<u>。</u>
1 該当する届出区分に○をしてください。	写可约的
4 共済契約者番号 g H 氏名又は名称 社会福祉法人	e 虎ノ門福祉会 ・ 即 ず祉し
1 3 O A O X	添医で
契 主たる事務所の 郵便番号 105-	し機手
象職員届で確認してください。 者	連絡先 20 0422 () 4 × 4 だ提残
事務担当者氏名 北海道 花子	(電話番号) 03-3438-02 ヘ2 さ出し
新設・申出年月日	。 でく くだ を 管年月日とします。 ださ
1 ・特定介護保険施設等又は申出施設等の場合は、施設	
10 12 13 14 15 15 15 15 15 15 15	種 類 種類コード 16
特別養護老人ホーム 虎ノ門苑 特別養	護老人亦一么(3)
上記「種類」が、軽費者人ホームの場合のみ、以下の内容を確認の上、口内にチェック	カラス 1 アノ が ナル
□当該軽費老人ホームは介護保険の指定を受けていません。 (施設区分「1. 社会福祉施計 □当該軽費老人ホームは介護保険の指定を受けていません。 (施設区分「2. 特定介護保険	没等」となります。) ▮
所 在 地	県外コード
郵便番号 160 1 0 5 - 8 4 8 6 146	17 18
東京都港区虎ノ門4-3-13	
入所定員 職員配置 職員 被共済 被共済職員の内訳	************************************
(利用定員) 基準数 総数 職員数 新規採用 配置換職員 契約対象外施設から復帰 7 331 332 336	動 合算申出 雇用期間 労働時間 1年未満 2/3未満
$egin{array}{ c c c c c c c c c c c c c c c c c c c$	$\stackrel{\wedge}{}$ $\stackrel{\wedge}{}$ $\stackrel{\wedge}{}$ $\stackrel{\wedge}{}$ $\stackrel{\wedge}{}$ $\stackrel{\wedge}{}$ $\stackrel{\wedge}{}$
V 44-46-50, 65 2 2 44 36 50 44 3	
※申込施設が「特定介護保険 給与支払遅延の有無 当該施設等が共済契約を ※申込施設が 下記のに該当 が 「	特定域貝数 ※申込施設が 児関係業務従 ■ 349 353 下記②に該当 事職員数
施政寺 大は「中山地政寺」	人 する場合、右 人 記にもご記入 ください
(5)	(8)
【記入上の留意点】 *① 今次申込施設が左欄の事業であって、左欄の事業と右欄(特定社会福祉事業)を併設し、右欄の事	4 業割合が1/3以 F2/3未満であろとき
特定職員数を算出し、ご記入ください。(算出方法については別添をご参照ください) (児童関係) 障害児通所支援事業	
(高齢者関係) 老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症 対応型老人共同生活援助事業 (高齢者関係) 老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症 対応型老人共同生活援助事業	
欄 (障害者関係) 居宅介護、重度訪問介護、同行授護、宗養介護、 生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労離熱支援、就労定者 支援、自立生活援助、共同生活援助、移動支援事業、短期	
入所、重皮障害者等包括支援	
*②障害児入所施設であって、かつ児童福祉法第27条第1項の規定により同項第3号の措置がとられてい する者にかかる部分(措置入所障害児関係業務従事職員数)は公費助成の対象となります。「措置入所限	音害児関係業務従事職員数」を記入して
ください。(※「措置入所障害児関係業務従事職員数」の求め方については留意事項を参照してください。	
【添付書類】 1 職員名簿(別紙)	
	
2 右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1) 「許認可書」(写) 又は「指定通知書」(写) 「確認・事業の名」 ア. 施設・事業の名	6称
2 右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 【確認事項】 (1) 「許認可書」(写)又は「指定通知書」(写) ア. 施設・事業の名 (2) 「許可書」(写)及び「許可申請書」(写) イ. 所在地 (3) その他、業務委託契約書等 ウ. 施設・事業の租	直類
2 右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1)「許認可書」(写)又は「指定通知書」(写) (2)「許可書」(写)及び「許可申請書」(写) (3)その他、業務委託契約書等 (4)上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証 よ、入所(利用)が オ・開始年月日	重類 2員
2 右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1)「許認可書」(写)又は「指定通知書」(写) (2)「許可書」(写)及び「許可申請書」(写) (3) その他、業務委託契約書等 (4) 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証 (5) 法令により許認可・届出の必要がない場合は、右の確認事項が明 お	重類 E員 = 月日 カードNO. 1 3
2 右の確認事項が明記された次のいずれかの書類 (1) 「許認可書」(写)又は「指定通知書」(写) (2) 「許可書」(写)及び「許可申請書」(写) (3) その他、業務委託契約書等 (4) 上記に該当する書類がない場合は、都道府県知事等が発行する証 エ、入所(利用)が (5) 法令により許認可・届出の必要がない場合は、右の確認事項が明 記 (万) たんの京教」(写)	重類 E員 = 月日 :、「ゥ」 カードNO. 1 3

施設等新設届・申出書の記載上の留意点(2/7)

① 施設区分

- ・ 該当する施設区分に○をつけてください。
- ・特定介護保険施設等又は申出施設等の場合、申出をするか否かは、各施設等で選択できます。 ただし、申し出をする場合、加入要件を満たす職員は全員加入させなければなりません。

② 新設・申出年月日

- ・ 社会福祉施設等の場合は、事業認可年月日を記入します。
- ・ 特定介護保険施設等又は申出施設等の場合、事業認可以降に申し出をする日(加入する日)を記入します。

③ 種類

・ 施設・事業の種類(許認可・届出書又は法人登記簿記載事項)を記入してください。

④ 入所(利用)定員等

- ・「入所(利用)定員」「職員配置基準数」欄には、法令上定められた基準数(許認可・届出書記載事項)を 記入してください。なお、国の指定がない施設・事業の場合、記入する必要はありません。
- ・「職員総数」欄は、「被共済職員数」と「加入できない職員数」の合計を記入してください。
- ・「被共済職員数」欄の人数と「職員名簿」記載の人数とが合致していることを確認してください。

⑤ 当該施設等が共済契約を締結していたことの有無

- ・特定介護保険施設等または申出施設等の場合に記入します。
- ・ 当該施設等が過去に共済契約を解除したことがある場合、「有」に○をつけ、その解除日を記入してください。
- ※当該施設等が共済契約を解除してから、1年未満の場合は申し出をすることができません。

⑥ 被共済職員

- ・ 新設・申出日時点での職員数を記入し、併せて『』(別紙)施設等新設届・申出書職員名簿』を添付して ください。
- (1)新規採用者(加入)…加入要件を満たす人は全員加入させなければなりません
- (2)配置換職員…同一法人内の既存の契約対象施設からの異動の職員です
- (3) 共済契約対象外施設等からの復帰職員
- (5)合算申出職員…次の要件を満たし、前後の被共済職員期間の合算の申し出を行った加入職員
 - ① 退職前の被共済職員としての在籍期間が1年以上あること

 - ③ 退職後3年以内(※)に再び被共済職員になること(「職員名簿」に被共済職員であったことの有無『有』に〇及び合算申出に〇と退職日記入の意思表示あり)
 - (※)H28.3.31 以前退職日の場合は、2年以内。
 - ④ 自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職した場合でないこと

⑦「種類」が軽費老人ホームの場合

- ・ 介護保険の指定を受けている場合、施設区分は特定介護保険施設等になります。
- ・ 介護保険の指定を受けていない場合、施設区分は社会福祉施設等になります。

施設等新設届・申出書の記載上の留意点(3/7)

⑧ 特定職員数

・ 以下①(※)の事業(特定介護保険施設等)のいずれかと、以下②(※)の特定社会福祉事業のいずれか を、同一事業所で提供しており、当該事業所職員がどちらかの業務を行う職員か明確に区分けできないよ うな場合であって、手順1で計算した「特定社会福祉事業割合」が1/3以上2/3未満の場合は、手順2に て計算した特定職員数を記入してください。

(特定職員数の分については公的助成の対象となります。)

- ※①…(児童関係)障害児通所支援事業、(高齢者関係)老人居宅介護等事業、小規模多機能型居宅 介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業、(障害者関係)居宅介護、重度訪問介護、同 行援護、行動援護、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着 支援、自立生活援助、共同生活援助、移動支援事業、短期入所、重度障害者等包括支援
- ※②…児童自立生活援助事業、小規模住居児童養育事業、小規模保育事業、認定生活困窮者就労訓 練事業

手順1. 特定社会福祉事業割合を計算してください。

前年度の当該事業所における特定社会福祉事業に係る収入額

特定社会福

前年度の当該事業所における収入額

祉事業割合

(当該特定介護保険施設等職員が従事することを要する業務に係るもの)

手順2. 「特定社会福祉事業割合」が1/3以上2/3未満の場合は以下のとおり算出した特定職員数 を「特定職員数」欄に記入してください。なお、小数点以下は切り捨てとなります。

特定職員数 当該施設の被共済職員数 × 特定社会福祉事業割合

〔例〕○○福祉会 障害児通所支援事業の収入 : 1,000万円

小規模住居児童養育事業の収入: 500万円

当該施設の被共済職員数

:10人

手順1.

500万円(前年度の当該事業所における特定社会福祉事業に係る収入額) $1/3 \leq -$ 1,000万円 + 500万円(前年度の当該事業所における収入額)

よって、この事業所は特定社会福祉事業割合が1/3以上2/3未満となり、特定職員数の 分について、公的助成の対象となります。

手順2.

10人 500万円 3. 3..... \times . (被共済職員数) 1,500万円

小数点以下は切り捨てとなるため、特定職員数は3人となります。

⑨ 措置入所障害児関係業務従事職員数

→□10~11ページを参照のうえ、算出し、記入してください。

施設等新設届・申出書の記載上の留意点(4/7)

⑩ 添付書類

- (1) 職員名簿(別紙)(被共済職員数が0名の場合は不要。)
- (2) 施設等を経営していることを証する書類等
 - 例. 保育所等 → 許可書及び設置許可申請書

障害者総合支援法に関係する施設等 → 指定通知書

介護保険法に関係する施設等 → 許認可書 等

収益事業等(不動産・賃貸業等)→ 法人の定款等で確認できるもの

- (3) 継続異動職員がいる場合、『創共済契約者間継続職員異動届』(様式第8号)
- (4) 施設の経営移管を受けた場合、移管元の経営者から提出された『『社会福祉施設等及び特定介護保 険施設等の経営者でなくなった者の届』(様式第4号)又は『『具済契約対象施設等一部廃止等届』

○ (様式第12号)

この届を提出する場合、「職員名簿」を添付しますので、新規採用者(加入【合算申出含む】)の『
被共済職員加入届』及び共済契約対象外施設等からの復帰職員の『
副共済契約対象(外)施設等異動届』は必要ありません。

施設等新設届・申出書の記載上の留意点(5/7)

『』(別紙)施設等新設届・申出書職員名簿』

	1304	.1.	_AS	る区分k 1 社会 2 徳定/ 3 中出		200 M		2・事業の名	#Fr	世	别	養	護/	艺	1	-Z	` • • •	虎	.)]		哲	Y	(8),	~本	配 配 ■機 戦 戦	**	• • f				梨 妆		· · ·	t.	者
資金号	・		1 明治 2 大正	生物	EAE.	3	2	4		総計る番号の	8	優で、「2. 60 Nま「3. 60 Nま「3.		無及7	対機共済	戦長の加	助·合筑	可共済規約 単出めるい 合に記入し	者名 は解除極度 てください)	esson I	<i>(</i>	审出席 事格扱の1		実務に従事し 10日以下の月 瞬度期間となり	に日数が (被共済 らない月)	-	388 1.74	6 規	10	** n		開始	年月日		ペパ・ 育休フ	
9			3 昭和 4 平成	19	151.7	2女	入資格	S#k "		ずれからつにO がけて下さい。	当前号い	部する場合は、美閣 号だ理由・年月日 前の施設名と戦災後 (加入・合軍申 号を記入してくださ 日出の場合)		コラの初かれ、美知 号た理由・年月日 前の施設名と戦災後号(加入・合軍甲 号を記入してくださ 日出の場合)		コラの場合は、共和 号た理由・年月日 前の施設名と戦闘者 (加入・合選申 号を記入してくださ 日出の場合)		野や記入してくださ 自 出の場合)		第共清契約審書号 蔣德貝書号 《財務》を 31		>保給の)調整額 1001	月名	21	現認証明書を 添付してくだ。 い	₹ {	取得	出産日			終了年月日 (予定日)		3 4	半年延	
\sum_{i}			.	*	F	8			ď	加入 合算申出合む	施設等名称	愛家	部	71	日報・解码						3	5 80	000				33	1 2	*	Я	# F	年	Я	130 130	有・	無
	宮崎	晴彦	2 (3)	200	50	5 2	少 4.施 9	設長0		配置換 與初対象施設 等復得				, i	合算中出		П			100	1	1	H					3 (8)	年	Л	its to	年	月	100 B	有・	
				30.						磁視異數	異番号	oldu	121		年月					1000							24	2			ī	1		1700	1 •	
		در س					3		ď	加入・ 合算中出きむ) 別選権	施設等名称	神	宛	有	医碱/解 解						26	438	300	7月				2	36.	A	B	#	J*		有· 」·	
	長野	英俊	2 3	351		q(1)	7番	變的	Z 3.	型的对象物型 等选择	職員			無	含算中出 年月					П		F		8月	02		-	-	牟	Я	а	74	Я	В	有 •	
				#	ji l	-			ľ	· 權統與動	番(\coprod								1	14) 				201	3	年	月	В	A	Я		1 •	2
			, 2				٠ اي	K E	K	加入 合資申出合む) 配置換	設等名称			4	新 新 新 新 新 新 新 新 新 新 も の も る る る る の も の も る る る る る る る る る る る る る	福) 5	東京	会		20		200					2 3			-	-	H	₩	有· 1·	
	北海	弘泰	() (191	23	1/2	· 第 2	9月1	E	契約対象施設 等後期 應続異動	瑞貝香号			*	年月	130)XX	×κ	050	3		F	o o				<u>.</u>	1 2 3	年	Я	8	年	月	H	有 •	
			Ē,	年	я	8		ا المالي	Œ.)加入 含复即出含(v)				道	機・解除	129	<u>الل</u>	-LL	侩	,	2	150	200					1 2	후	Я	B	*	月	В	有,	無
	埼玉	優		400	40	4 1	が開	護(月0	4,	配備換 契約対象施設 等接滑	名称	T		*	14年期		ν <i>5</i> Π		11 A			+						3	軍	ja l	B	年.	月	В	1 · 有 ·	2
Ш										総役貨幣	員番号)48#B	040	W	XV0	d70	5								3							1 •	2
	は記力 半年延長の 配休業期間の							•	• • •		•••	•••	•••		•••	••••	•••	•••	• • • •	•••	•••	•••	••••								• • •		•••		7	70.

① 施設区分

該当する施設区分に○をつけてください。

② 職員氏名

新設・申出年月日現在において、当該施設等に従事する加入資格のある職員を全員記入してください。

③ 加入資格

次の加入資格のうち、該当する記号に○をつけてください。

- ア 雇用期間に定めのない職員(いわゆる正規職員)
- イ 1年以上の雇用期間を定めて使用される職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者
- ウ 1年未満の雇用期間を定めて使用され、期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、労働時間が 就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者

④ 新設·申出時職種

「職種」欄には、下記の職種番号の区分により「名称」及び「番号」を記入してください。その他の職員(職種番号14)については、具体的な職名を記入してください。

職種番号

名称	番号	例	名称	番号	例	名称	番号	例
施設長	01	園長・所長・寮長・院長等	医師	05	医師等	調理員	09	調理員·調理師等
		児童指導員・生活指導員(支援員・相談	看護師	06	看護師·准看護師·保健師等	事務員	10	事務員・事務長・副施設長・副園長等
指導員	02	員)・精神障害者社会復帰指導員・ソーシャ		00	有該即"准有該帥" 床链即等	介助員	11	介助員等
	ルワーカー等	ルワーカー等			作業指導員・職業指導員・作業療法士・理	ホームヘルパー	12	ホームヘルパー・世話人等
保育士	保育十 03	保育士(保母・保父)・児童生活支援員・児	訓練指導員	07	学療法士・マッサージ師・聴能訓練担当職	介護支援専門員	13	介護支援専門員・ケアマネージャー等
休月工	03	童自立支援専門員等			員·言語機能訓練担当員等	その他		いずれの職種にも該当しないもの (例えば、運転手・用務員・薬剤師・守衛・ボ
介護職員	04	介護職員・寮母・寮父・ケアワーカー等	栄養士	08	栄養士等	ての他		(例えば、運転手・用務員・楽剤師・寸像・ホイラー技士等)

施設等新設届・申出書の記載上の留意点(6/7)

⑤ 異動の内容

該当する番号に〇をつけてください。「2. 配置換」の場合は、配置換前の施設名及び職員番号を、「3. 契約対象施設復帰」の場合、復帰前の施設名及び職員番号を記入してください。

⑥ 被共済職員であったことの有無及び被共済職員でなくなった理由・年月日(加入・継続異動・合算申出の場合) 加入する職員が、被共済職員であった場合、被共済職員期間を通算又は合算できることがありますので、その 事実を当該職員に確認して記入してください。また、「解除」「合算申出」の事実がある場合、「前共済契約者名」 「前共済契約者番号」及び「前職員番号」を記入してください。

なお、被共済職員でなくなった理由「退職・解除・合算申出」の内容については、次のとおりです。

「 退 職 」→ 退職手当金の給付を受け、被共済職員でなくなった場合等

「解除」 \rightarrow 経営者が共済契約を解除したことにより、被共済職員でなくなった場合等(この場合、被共済職員期間を合算できることがあります。)

「合算申出」 → 被共済職員期間1年以上ある者が退職手当金を請求しないまま、退職日から3年以内(※) に再び被共済職員になる場合(この場合、被共済職員期間を合算することができます。)

(※)H28.3.31 以前退職日の場合は、2年以内。

⑦ 本俸月額

- ア「俸給表の額」と「俸給の調整額」に分けて記入してください。
- イ「俸給表の額」欄には、俸給表に格付けされた俸給の額を記入してください。
- ウ「俸給の調整額」欄には、業務の種類に応じて本俸を是正するための「給与特別改善費」(俸給表に 算入済みの場合は除く。)及び職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労 環境が著しく特殊であることを考慮し本俸を調整するための「特殊業務手当」(同様の趣旨の手当を含 む。)が支給されている場合は、それらの手当の合算額を俸給表の額とは別掲で記入してください。な お、給与規定上判断がつきにくい手当がある場合は、事前に機構にご相談ください。
- エ 日給月給制の職員の本俸月額は、次の算出より得た額とします。

【本俸月額算出例】

「勤務形態が正規職員と同じ職員(1日8時間週40時間)]

- ・日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,000円の職員の場合
- \rightarrow 7,000円(日給)×21日=147,000円
- ・時給が700円で1日8時間勤務の職員の場合
- →700円(時給)×8時間(1日の労働時間)×21日=117,600円

「勤務形態が個別の雇用契約による職員」

- ・日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,000円で週4日勤務の職員の場合
- →7,000円(日給)×4/5日(週5日にならした日給)×21日=117,600円
- ・時給が700円で1日7時間週4日勤務の職員の場合
- →700円(時給)×7時間(1日の労働時間)×4/5日(週5日にならした日給)×21日=82,320円
- ※ なお、上記に当てはまらない場合は、機構にご相談ください。

施設等新設届・申出書の記載上の留意点 (7/7)

- ⑧ 配置換・継続異動の職員の従業状況(4月1日に新設・事業開始の場合のみ記載してください)
- ア「業務に従事した日数が10日以下の月」(被共済職員期間とならない月)

前年4月から本年3月までの間の各月において業務に従事した日数が10日以下の月がある場合に、当該月名と月の計を記入します。例えば「12月 | 01」と記入します。業務に従事した日数が10日以下の月がない場合は、計の欄に「00」を記入してください。

なお、業務上の傷病による休業期間、介護休業期間、出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)と出産後8週間の休業期間及び育児休業期間は業務に従事した日数に含めますので、この欄には記入しないでください。

イ「業務上の傷病による休業期間」

業務上の傷病による休業期間を出勤日数に含めている場合、「業務上の傷病による休業期間」欄に 開始年月日及び終了年月日を記入してください。

ウ「育児休業をとった者」

前年の4月2日から本年の4月1日までに育児休業をとった者及び育児休業の終了日を変更する者に該当する場合に記入します。

- 新たに届出をする者は「1.新規」
- ・ すでに届出ているが、終了日を変更する者は「2.変更」
- ・ 同一の子の育児休業を再度取得する者は「3. 再取得」に○をつけてください。
- ※ 女性職員が休業した場合、「開始年月日」欄には出産日の翌日より起算して57日目(産後休業 8週間が終了した翌日)以降の実際の育児休業開始年月日を記入します。(男性職員が休業した 場合は出産日以降の実際の育児休業年月日を記入します。)
- ※「終了年月日」欄には子の満1歳の誕生日の前日までにおいて実際に育児休業が終了した年月日を記入します。なお、子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合(保育所に入所を希望しているが、入所できない場合他)にあっては、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業を取得することができますので、「半年延長の理由」欄の該当する番号を選択してください。
- ※ パパ・ママ育休プラスを利用している場合は、「有」に〇印を付けてください。



毎年度4月1日現在の被共済職員の在籍状況及び前年4月2日から3月31日までの異動者状況並びに従業状況を『

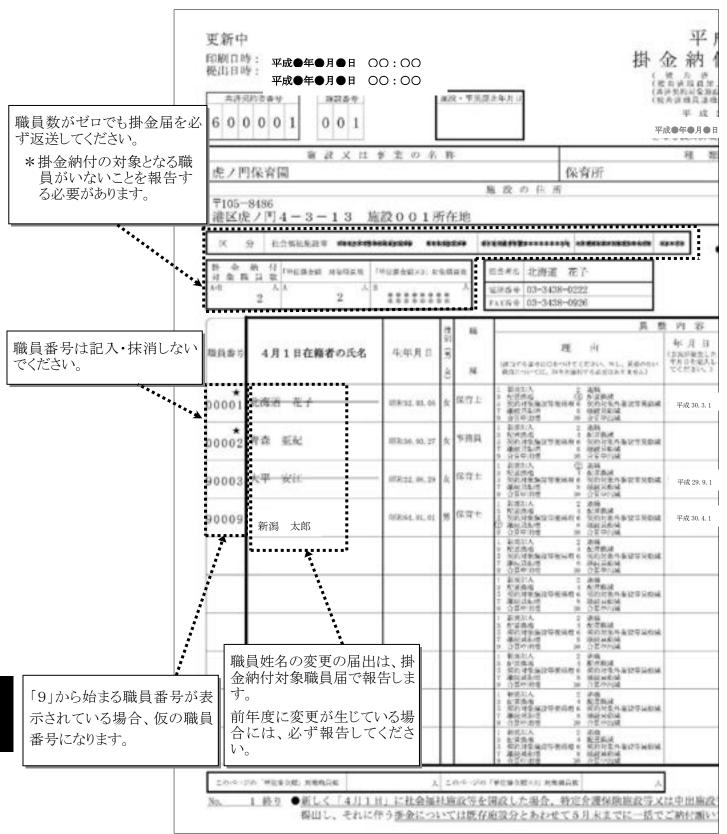
『

』

』

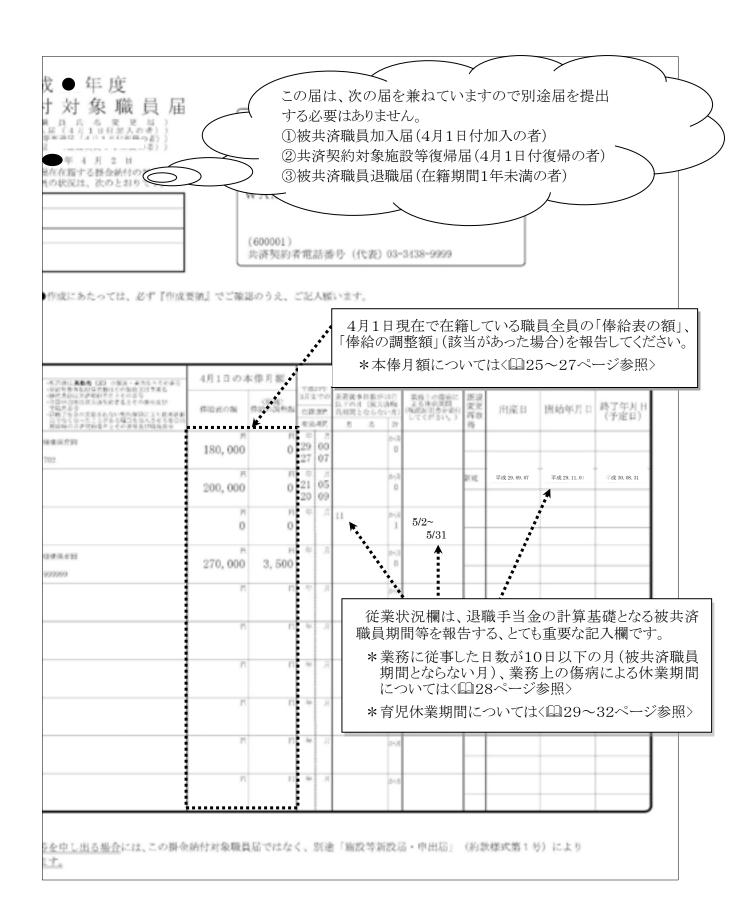
』

はより報告する必要があります。この届出に基づき、被共済職員数を確定し、人数分の掛金を納付してください。

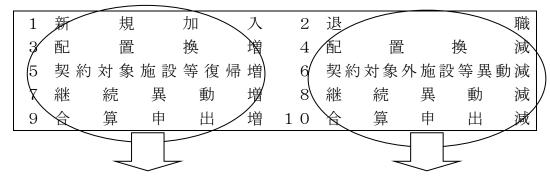


* この届は、施設別・事業単位で報告する必要があります。

提出にあたっては、直接機構に送付してください。



Point 1 : 異動内容の理由について



+(増) 当該施設に新しく追加された職員 ※異動年月日は異動してきた日となります。

△(減)当該施設からいなくなった職員 ※異動年月日は在籍した最終日となります。

●配置換(増・減)

同じ法人内の共済契約対象施設等へ異動した職員をいいます。

●契約対象外異動減

同じ法人内の共済契約対象外施設等へ異動した職員をいいます。

* 別途『創共済契約対象(外)施設等異動届』を提出してください。

●契約対象施設等復帰増

同じ法人内の共済契約対象施設等へ復帰した職員をいいます。

* 別途『

『

』

書共済契約対象(外)施設等異動届』を提出してください(4月1日付復帰の者を除く)。

●継続異動(増・減)

退職手当金を請求せず、1日の空白もなく他の共済契約者の加入可能な共済契約対象施設 へ異動して被共済職員期間を続けた職員をいいます。

* 別途『創典済契約者間継続職員異動届』を提出してください。

●合算申出(増・減)

引き続き1年以上被共済職員である者が退職し、3年以内(※)に再び被共済職員となる職員で被共済職員期間の合算を希望する職員をいいます。

(※) H28.3.31 以前退職日の場合は、2年以内。

* 別途『『一部 表演職員退職届』、『『一個 合算制度利用申出書』、『『一部 表演職員加入届』 を提出 してください(4月1日付合算申出の者を除く)。

Point 2:4月1日在籍職員の氏名の変更について

年度途中で退職した職員の氏名の変更については、『

『

『

』被共済職員退職届』にて報告してください。

Point 3:施設又は事業の廃止(休止を含む)について

一部の施設・事業を平成30年3月31日以前に廃止(休止を含む)又は共済契約を締結していない経営者(地方公共団体を含む)に経営移管している場合は、「施設・事業廃止年月日」欄にその廃止の日を記入します。この場合、その施設又は事業の掛金納付対象職員届にプリントされているすべての職員について、異動理由(2,4,6,8,10のいずれか)を記入してください。

*併せて『創共済契約対象施設等一部廃止等届』を提出してください。

Point 4:施設又は事業の新設・申出について

新しく4月1日に社会福祉施設等を開設した場合、特定介護保険施設等又は申出施設等を申し出る場合には、『
『施設等新設届・申出書』を提出しますので、当該施設等の被共済職員にかかる『
『掛金納付対象職員届』の提出は不要です。

また、新設・申出をした場合の掛金については、振込依頼書は再送しませんので、既存 の施設・事業分との合計額を1回で納付してください。

『創掛金納付対象職員届』をご提出いただく場合の送付先

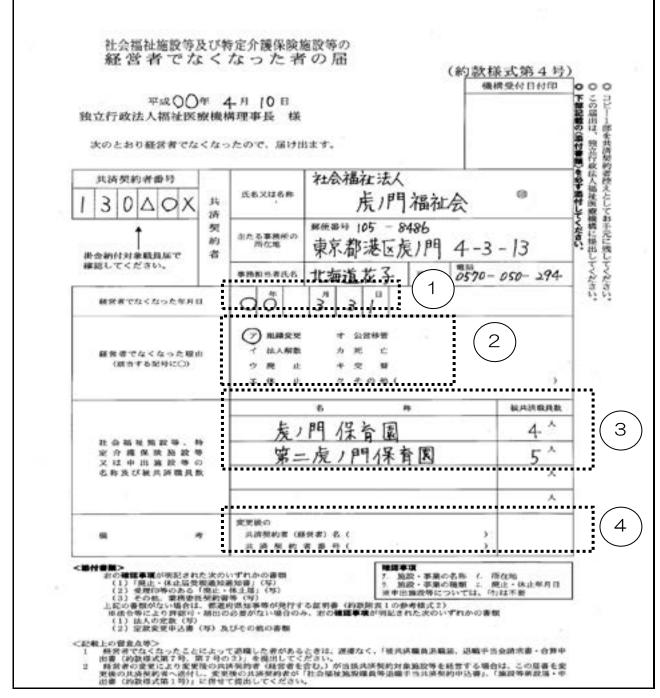
 $\mp 105 - 8486$

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階 独立行政法人福祉医療機構 共済部 退職共済課

※個人情報になりますので、共済契約者の個人情報保護規程に基づき、追跡可能な方法等 でご提出ください。 *社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届 の記載上の留意点 (1/2) *

共済契約者が、経営するすべての社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなったときは、共済契約は解除されますので、『創社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届』(約款様式第4号 以下「経営者でなくなった者の届」という。)を提出してください。

なお、施設・事業の経営者の変更により、変更後の経営者が引き続いて共済契約を機構と締結する者であるとき又は既に経営者との共済契約を締結している者であるときは、変更前の経営者との共済契約は解除となりますが、被共済職員は、共済制度上、退職とはならず被共済職員期間の通算が認められます。経営者の変更による場合は、『創経営者でなくなった者の届』は、変更後の経営者がその提出書類と一緒に提出してください。



社会福祉施設等及び特定介護保険施設等の経営者でなくなった者の届の記載上の留意点(2/2)

- ① 経営者でなくなった年月日
 - ・該当年月日を記入ください。(例:廃止:廃止日、組織変更:変更年月日の前日)
- ② 経営者でなくなった理由
 - ・該当する記号に○をつけてください。「ク その他」の場合は、()内に具体的な理由を記入してください。
- ③ 社会福祉施設等、特定介護保険施設等又は申出施設等の名称及び被共済職員数
 - ・名称及び経営者でなくなった年月日直前に被共済職員であった者の人数を記入してください。
- ④ 備考 変更後の共済契約者(経営者)名 共済契約者番号
 - ・変更後の経営者(契約申込者)又は共済契約者(既に契約を締結している者)の名前を記入してください。
 - ・変更後の経営者が既に共済契約者の場合、共済契約者番号を記入してください。

A

- 1. 共済契約者が経営する社会福祉施設等、特定介護保険施設等又は申出施設等の施設・事業の全部を廃止・休止・経営移管する場合は、『創経営者でなくなった者の届』を、一部を廃止・休止・経営移管する場合は、『創共済契約対象施設等一部廃止届』を提出してください。
- 2.経営者でなくなったことによって退職した者があるときは、遅滞なく、『

 『叡被共済職員退職届』、 『創退職手当金請求書』または『

 『

 『

 『

 』

 『

 』

 『

 』

 を提出してください。

ただし、経営者の変更により引き続き変更後の共済契約者に係る被共済職員であったものとして取り扱われる場合は、『『副被共済職員退職届』及び『『』退職手当金請求書』または『『副合算制度利用申出書』を提出する必要はありません。

◎『

『

』

『

』

の

届

』

の

届

出

が

必

要

な

場

合

に

つ

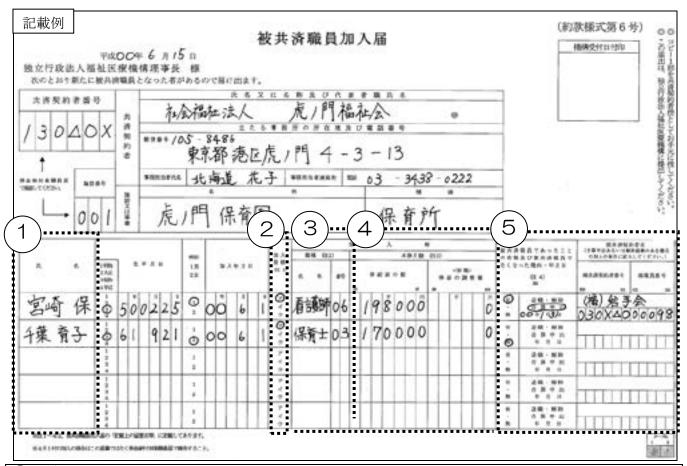
い

て

内 容	変 更 前 の 共済契約者	変更後の経営者(契約申込者)
経営者が交替した場合〈例:社会福祉法人以外 (平成13年3月31日以前契約)の経営から 社会福祉法人経営となった場合〉	「経営者でなく なった者の届」 を変更後の経営	変更前の共済契約者から提出された「経営者でなくなった者の届」と 一緒に「契約申込書類」及び合併契 約書(写)、譲渡契約書(写)等の
新設合併<2つ以上の共済契約者が合併して、 新たに社会福祉法人を設立した場合>	者(契約申込者) 又は共済契約者 に提出してくだ	経営者が変更したことを証する書 類を機構に提出してください。
吸収合併と新規加入〈変更前の共済契約者が経営する社会福祉施設等・特定介護保険施設等の全部が、変更後の経営者が経営する社会福祉施設等・特定介護保険施設等となった場合〉	さい。	※変更後の経営者が既に共済契約者の場合、上記提出書類は、「契約申込書」でなく「施設等新設届・申出書」を機構に提出してください。
全部の施設・事業が廃止・休止〈社会福祉施設等・特定介護保険施設等の全部を廃止又は休止した場合〉	「経営者でなく なった者の届」 を機構に提出し てください。	

■ 新規の正規職員を採用した場合や臨時職員が加入資格の要件を満たした場合、あるいは合算申出をする職員が新規に加入する場合には、『

『動被共済職員加入届』を提出してください(施設、事業単位で記入してください)。



氏名

新たに被共済職員となった方の氏名を記入してください。(もともと契約対象外施設等に従事していた職員が、契約対象施設等に配属されたことによる加入も含みます)

② 加入資格

加入対象となる職員の該当する記号に○をつけてください。

- ア 雇用期間に定めのない職員(いわゆる正規職員)
- イ 1年以上の雇用期間を定めて使用される職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定 労働時間の3分の2以上の者
- ウ 1年未満の雇用期間を定めて使用され、期間の更新により引き続き1年を経過した職員で、労働時間が就業規則で定める正規職員の所定労働時間の3分の2以上の者

③ 職種番号

「職種」欄には、以下の職種番号の区分により「名称」及び「番号」を記入してください。その他の職員(職種番号14)については、具体的な職名を記入してください。

職種番号

名称	番号	例	名称	番号	例	名称	番号	例
施設長	01	園長・所長・寮長・院長等	医師	05	医師等	調理員	09	調理員·調理師等
		児童指導員・生活指導員(支援員・相談	看護師	06	看護師・准看護師・保健師等	事務員	10	事務員·事務長·副施設長·副園長等
指導員	02	員)・精神障害者社会復帰指導員・ソーシャ		06	有品类的。在自己类的。14年的一个	介助員	11	介助員等
		ルワーカ ー等	訓練指導員		作業指導員・職業指導員・作業療法士・理	ホームヘルパー	12	ホームヘルパー・世話人等
保育士	03	保育士(保母・保父)・児童生活支援員・児			学療法士・マッサージ師・聴能訓練担当職	介護支援専門員	13	介護支援専門員・ケアマネージャー等
休月工	03	童自立支援専門員等			員·言語機能訓練担当員等	その他		いずれの職種にも該当しないもの (例えば、運転手・用務員・薬剤師・守衛・ボ
介護職員	04	介護職員・寮母・寮父・ケアワーカー等	栄養士	80	栄養士等	その利臣		イラー技士等)

④ 本俸月額

- ア「俸給表の額」と「俸給の調整額」に分けて記入してください。
- イ「俸給表の額」欄には、俸給表に格付けされた俸給の額を記入してください。
- ウ「俸給の調整額」欄には、業務の種類に応じて本俸を是正するための「給与特別改善費」(俸給表に算入済みの場合は除く。)及び職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境が著しく特殊であることを考慮し本俸を調整するための「特殊業務手当」(同様の趣旨の手当を含む。)が支給されている場合は、それらの手当の合算額を俸給表の額とは別掲で記入してください。なお、給与規定上判断がつきにくい手当がある場合は、事前に機構にご相談ください。
- エ 日給月給制の職員の本俸月額は、次の算出より得た額とします。

【本俸月額算出例】

「勤務形態が正規職員と同じ職員(1日8時間週40時間)]

- ・日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,000円の職員の場合
- \rightarrow 7,000円(日給)×21日=147,000円
- ・時給が700円で1日8時間勤務の職員の場合
- →700円(時給)×8時間(1日の労働時間)×21日=117,600円

「勤務形態が個別の雇用契約による職員]

- ・日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,000円で週4日勤務の職員の場合
- \rightarrow 7,000円(日給)×4/5日(週5日にならした日給)×21日=117,600円
- ・時給が700円で1日7時間週4日勤務の職員の場合
 - →700円(時給)×7時間(1日の労働時間)×4/5日(週5日にならした日給)×21日=82,320円
- ※ なお、上記に当てはまらない場合は、機構にご相談ください。

⑤ 被共済職員であったことの有無及び被共済職員でなくなった理由・年月日

加入する職員が、被共済職員であった場合、被共済職員期間を通算又は合算できることがありますので、その 事実を当該職員に確認して記入してください。また、「解除」「合算申出」の事実がある場合、「前共済契約者名」 「前共済契約者番号」及び「前職員番号」を記入してください。

なお、被共済職員でなくなった理由「退職・解除・合算申出」の内容については、次のとおりです。

「 退 職 」→ 退職手当金の給付を受け、被共済職員でなくなった場合等

「解除」→ 経営者が共済契約を解除したことにより、被共済職員でなくなった場合等(この場合、被共済職員期間を合算できることがあります。)

「合算申出」→ 被共済職員期間1年以上ある者が退職手当金を請求しないまま、退職日から3年以内(※) に再び被共済職員になる場合(この場合、被共済職員期間を合算することができます。) (※)H28.3.31 以前退職日の場合は、2年以内。

※「被共済職員加入届」をご提出いただく場合の送付先

〒105-8486

東京都港区虎ノ門4-3-13 ヒューリック神谷町ビル9階 独立行政法人福祉医療機構 共済部 退職共済課

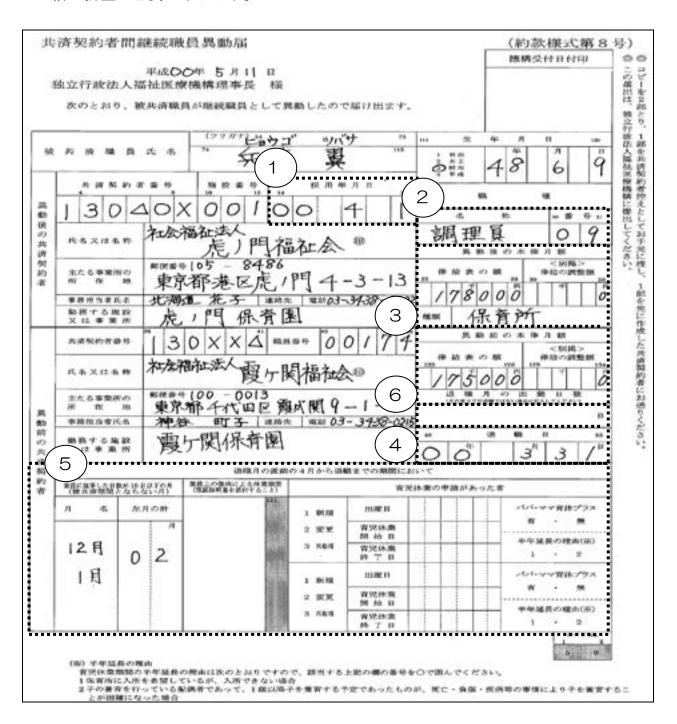
※個人情報になりますので、共済契約者の個人情報保護規程に基づき、追跡可能な方法等でご提出ください。



被共済職員が共済契約者間で異動(退職した日の翌日に採用)した場合は、『_創共済契約者間継続職員異動届』を提出してください。

なお、採用先の施設・事業において、『_□平成18年4月1日以後加入させない届出(特別養護老人ホーム等)』、『_□平成28年4月1日以後加入させない届出(障害者支援施設等)』または『_□退職手当共済契約部分解除通知書(制度改正後職員の部分解除)』を提出している場合、異動職員を受入れられないため、継続異動はできません。

また、社会福祉施設等以外に継続異動した職員は、公的助成の対象外となり単位掛金額の 3倍の掛金が必要となります。



退職日と採用日が連続していない異動を『合算申出』といいます。_ 合算申出をする場合は、この様式では届出できません。



① 採用年月日(④退職日と連続した日であること。) 異動してきた者を採用した日を記入します。

② 職種番号

「職種」欄には、以下の職種番号の区分により「名称」及び「番号」を記入してください。その他の職員(職種番号14)については、具体的な職名を記入してください。

職種番号

名称	番号	例	名称	番号	例	名称	番号	例
施設長	01	園長·所長·寮長·院長等	医師	05	医師等	調理員	09	調理員·調理師等
		児童指導員・生活指導員(支援員・相談	看護師	06	看護師・准看護師・保健師等	事務員	10	事務員·事務長·副施設長·副園長等
指導員	02	員)・精神障害者社会復帰指導員・ソーシャ		06	信暖叫·任信暖叫·休姓叫守	介助員	11	介助員等
		ルワ ーカー等	訓練指導員		作業指導員·職業指導員·作業療法士·理	ホームヘンレペー	12	ホームヘルパー・世話人等
伊杏士	03	保育士(保母・保父)・児童生活支援員・児		07	学療法士・マッサージ師・聴能訓練担当職	介護支援専門員	13	介護支援専門員・ケアマネージャー等
休月工		童自立支援専門員等			員·言語機能訓練担当員等	その他	1.4	いずれの職種にも該当しないもの (例えば、運転手・用務員・薬剤師・守衛・ボ
介護職員	04	介護職員・寮母・寮父・ケアワーカー等	アワーカー等 栄養士 08 栄養士等		栄養士等	ての心	14	イラー技士等)

③ 異動後の本俸月額及び異動前の本俸月額

月の途中で異動(退職)した場合は、退職月の前月の本俸月額を記入してください。

- ア「俸給表の額」と「俸給の調整額」に分けて記入してください。
- イ「俸給表の額」欄には、俸給表に格付けされた俸給の額を記入してください。
- ウ「俸給の調整額」欄には、業務の種類に応じて本俸を是正するための「給与特別改善費」(俸給表に算入済みの場合は除く。)及び職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤労環境が著しく特殊であることを考慮し本俸を調整するための「特殊業務手当」(同様の趣旨の手当を含む。)が支給されている場合は、それらの手当の合算額を俸給表の額とは別掲で記入してください。なお、給与規定上判断がつきにくい手当がある場合は、事前に機構にご相談ください。
- エ 日給月給制の職員の本俸月額は、次の算出より得た額とします。

【本俸月額算出例】

[勤務形態が正規職員と同じ職員(1日8時間週40時間)]

- ・日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,000円の職員の場合
 - \rightarrow 7,000円(日給)×21日=147,000円
- ・時給が700円で1日8時間勤務の職員の場合
 - →700円(時給)×8時間(1日の労働時間)×21日=117,600円

「勤務形態が個別の雇用契約による職員】

共済契約者間継続職員異動届の記載上の留意点(3/4)

- ・日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,000円で週4日勤務の職員の場合
 - →7,000円(日給)×4/5日(週5日にならした日給)×21日=117,600円
- ・時給が700円で1日7時間週4日勤務の職員の場合
 - →700円(時給)×7時間(1日の労働時間)×4/5日(週5日にならした日給)×21日=82,320円
- ※ なお、上記に当てはまらない場合は、機構にご相談ください。
- ④ 退職日(①採用年月日の前日であること。)

異動前の共済契約者施設等を退職した日を記入してください。

⑤ 従業状況

ア「業務に従事した日数が10日以下の月」(被共済職員期間とならない月)

前年4月から本年3月までの間の各月において業務に従事した日数が10日以下の月がある場合に、当該月名と月の計を記入します。例えば「12月 | 01」と記入します。業務に従事した日数が10日以下の月がない場合は、計の欄に「00」を記入してください。

なお、業務上の傷病による休業期間、介護休業期間、出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合は14週間) と出産後8週間の休業期間及び育児休業期間は業務に従事した日数に含めますので、この欄には記入しないでください。

イ「業務上の傷病による休業期間」

業務上の傷病による休業期間を出勤日数に含めている場合、「業務上の傷病による休業期間」欄に開始年月日及び終了年月日を記入してください。

ウ「育児休業をとった者」

前年の4月2日から本年の4月1日までに育児休業をとった者及び育児休業の終了日を変更する者に該当する場合に記入します。

- ・新たに届出をする者は「1. 新規」
- ・すでに届出ているが、終了日を変更する者は「2.変更」
- ・同一の子の育児休業を再度取得する者は「3 再取得」に○をつけてください。
- ※ 女性職員が休業した場合、「開始年月日」欄には出産日の翌日より起算して57日目(産後休業8週間が終了した翌日)以降の実際の育児休業開始年月日を記入します。(男性職員が休業した場合は出産日以降の実際の育児休業年月日を記入します。)
- ※「終了年月日」欄には子の満1歳の誕生日の前日までにおいて実際に育児休業が終了した年月日を記入します。なお、子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合(保育所に入所を希望しているが、入所できない場合他)にあっては、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業を取得することができますので、「半年延長の理由」欄の該当する番号を選択してください。
- ※ パパ・ママ育休プラスを利用している場合は、「有」に○印を付けてください。

⑥ 退職月の出勤日数

退職日(異動日)が月の末日でないときはその月の出勤日数を記入してください(例えば、3月25日で退職したが、3月中の出勤日数が20日の場合は「20」)。

※⑤~⑥については、異動後の共済契約者が掛金納付対象職員届で報告してください。

共済契約者間継続職員異動届の記載上の留意点(4/4)

Д

■ この届出は、異動後の共済契約者が、異動前の共済契約者の同意を得て、引き続き(1日の空白もなく)被共済職員とした場合、当該被共済職員の被共済職員期間が通算されるものです。その間に空白の日がある場合は、継続の取扱いはできません。例えば、異動前の施設・事業を3月15日に退職し、異動後の施設・事業で3月16日に採用された場合は継続となりますが、異動後の施設・事業で3月17日に採用された場合は、継続となりません。

なお、異動後の本俸月額が異動前の本俸月額より低くなる場合、継続異動をするよりも、同日付で退職(退職手当金の算定は、退職した月前6か月の本俸月額が基礎となる)した方が、退職手当金が多くなることがあります。異動前の共済契約者は、異動後の本俸月額や勤務期間の見通し及び退職手当金額の見込みについて当該被共済職員と相談したうえで手続きをとってください。

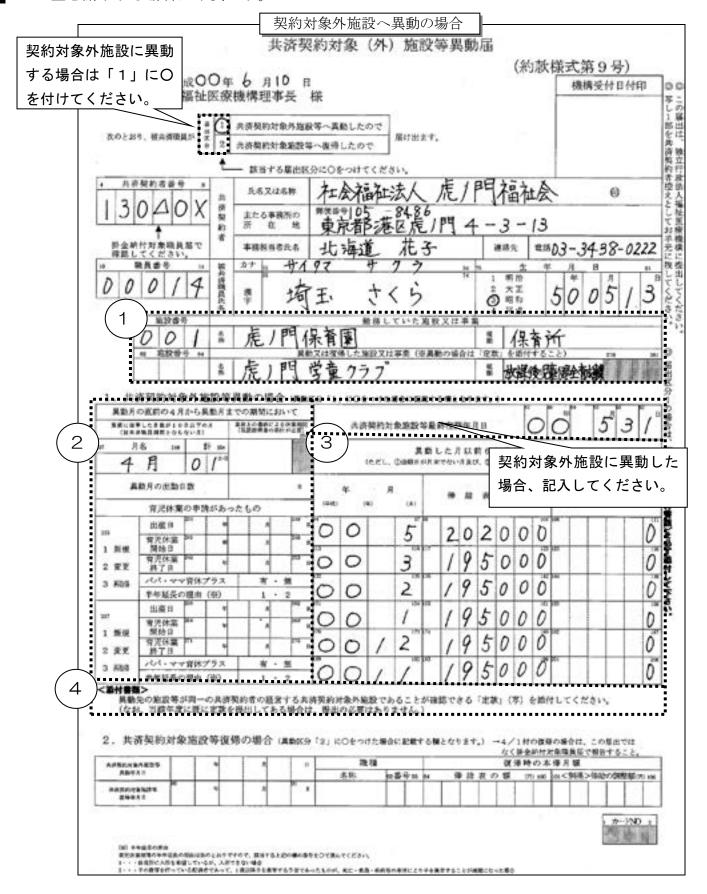


■ この届は、継続異動前の共済契約者と継続異動後の共済契約者が両者で作成し、異動後の共済契約者が、機構へ速やかに提出してください。



引き続き1年以上被共済職員である者が、同一の共済契約者が経営する共済契約対象外施設等へ異動し、5年以内に共済契約対象施設等に復帰予定の場合は、この『

『無済契約対象 (外)施設等異動届』を機構に提出してください。ただし、制度上の退職により、退職手当金を請求する場合は不要です。



5年以内に契約対象施設等に復帰する予定で『『副共済契約対象(外)施設等異動届』を提出した者が、最終在籍年月日から起算して5年以内に復帰しなかった場合、異動した日から5年を経過するまでに退職手当金の請求を行わなければ、時効により請求権が消滅します。(例えば、平成28年5月31日を最終在籍年月日として異動した被共済職員が平成33年5月30日までに共済契約対象施設等に復帰しない場合、平成33年5月31日までの間に退職手当金を請求する必要があります。)

① 異動又は復帰した施設又は事業

異動した施設の名称及び「種類」を記入してください。

② 従業状況

ア「業務に従事した日数が10日以下の月」(被共済職員期間とならない月)

前年4月から本年3月までの間の各月において業務に従事した日数が10日以下の月がある場合に、 当該月名と月の計を記入します。例えば「12月 | 01」と記入します。業務に従事した日数が10日以下 の月がない場合は、計の欄に「00」を記入してください。

なお、業務上の傷病による休業期間、介護休業期間、出産予定日前6週間(多胎妊娠の場合は14週間)と出産後8週間の休業期間及び育児休業期間は業務に従事した日数に含めますので、この欄には記入しないでください。

イ「業務上の傷病による休業期間」

業務上の傷病による休業期間を出勤日数に含めている場合、「業務上の傷病による休業期間」欄に開始年月日及び終了年月日を記入してください。

ウ「育児休業をとった者」

前年の4月2日から本年の4月1日までに育児休業をとった者及び育児休業の終了日を変更する者に該当する場合に記入します。

- ・新たに届出をする者は「1. 新規」
- ・すでに届出ているが、終了日を変更する者は「2.変更」
- ・同一の子の育児休業を再度取得する者は「3. 再取得」に○をつけてください。
- ※ 女性職員が休業した場合、「開始年月日」欄には出産日の翌日より起算して57日目(産後休業8週間が終了した翌日)以降の実際の育児休業開始年月日を記入します。(男性職員が休業した場合は出産日以降の実際の育児休業年月日を記入します。)
- ※「終了年月日」欄には子の満1歳の誕生日の前日までにおいて実際に育児休業が終了した年月日を 記入します。なお、子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合(保育所に入所を希望して いるが、入所できない場合他)にあっては、子が1歳6ヶ月に達するまでの間、育児休業を取得すること ができますので、「半年延長の理由」欄の該当する番号を選択してください。
- ※ パパ・ママ育休プラスを利用している場合は、「有」に○印を付けてください。

③ 異動した月以前6か月の本俸月額

加入対象施設等で最終の在籍月以前6か月の本俸月額を記入します。

※ 業務に従事した日数が10日以下の月は「被共済職員期間とならない月」となりますので、「6か月の本俸」の欄からはその月は除いてください。

月の途中で異動(退職)した場合は、退職月の前月の本俸月額を記入してください。

- ア「俸給表の額」と「俸給の調整額」に分けて記入してください。
- イ「俸給表の額」欄には、俸給表に格付けされた俸給の額を記入してください。
- ウ「俸給の調整額」欄には、業務の種類に応じて本俸を是正するための「給与特別改善費」(俸給表に 算入済みの場合は除く。)及び職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤労の強度、勤務時間、勤 労環境が著しく特殊であることを考慮し本俸を調整するための「特殊業務手当」(同様の趣旨の手当を 含む。)が支給されている場合は、それらの手当の合算額を俸給表の額とは別掲で記入してください。 なお、給与規定上判断がつきにくい手当がある場合は、事前に機構にご相談ください。
- エ 日給月給制の職員の本俸月額は、次の算出より得た額とします。

【本俸月額算出例】

[勤務形態が正規職員と同じ職員(1日8時間週40時間)]

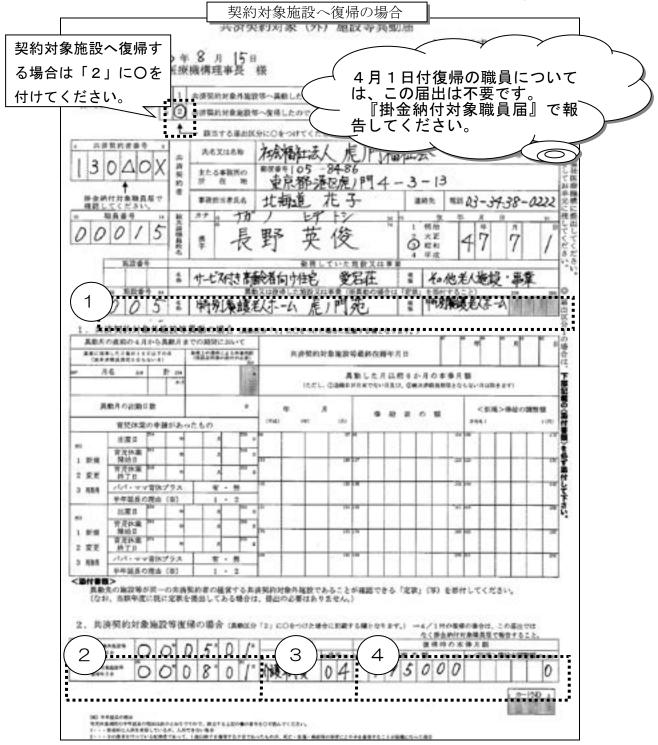
- ・日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,000円の職員の場合
 - \rightarrow 7,000円(日給)×21日=147,000円
- ・時給が700円で1日8時間勤務の職員の場合
 - →700円(時給)×8時間(1日の労働時間)×21日=117,600円

「勤務形態が個別の雇用契約による職員〕

- ・日給(本俸に相当する額で交通費等を含まない額)が7,000円で週4日勤務の職員の場合
 - \rightarrow 7,000円(日給)×4/5日(週5日にならした日給)×21日=117,600円
- ・時給が700円で1日7時間週4日勤務の職員の場合
 - →700円(時給)×7時間(1日の労働時間)×4/5日(週5日にならした日給)×21日=82,320円
- ※ なお、上記に当てはまらない場合は、機構にご相談ください。

④ 添付書類

異動先の施設等が同一の共済契約者の経営する共済契約対象外施設等であることが確認できる書類 を添付してください。 *共済契約対象(外)施設等異動届の記載上の留意点(復帰の場合)(1/2)*



共済契約対象(外)施設等異動届の記載上の留意点(復帰の場合)(2/2)

① 異動又は復帰した施設又は事業

復帰した施設の「施設番号」及び「施設・事業名」を記入してください。

② 異動・復帰年月日

- < 共済契約対象外施設等異動年月日 > 共済契約対象外施設等へ異動した日を記入してください。
- < 共済契約対象施設等復帰年月日 > 共済契約対象外施設等から復帰した日(配置換命令書の発令年月日)を記入してください。

③ 職種番号

「職種」欄には、下記の職種番号の区分により「名称」及び「番号」を記入してください。その他の職員(職種番号14)については、具体的な職名を記入してください。

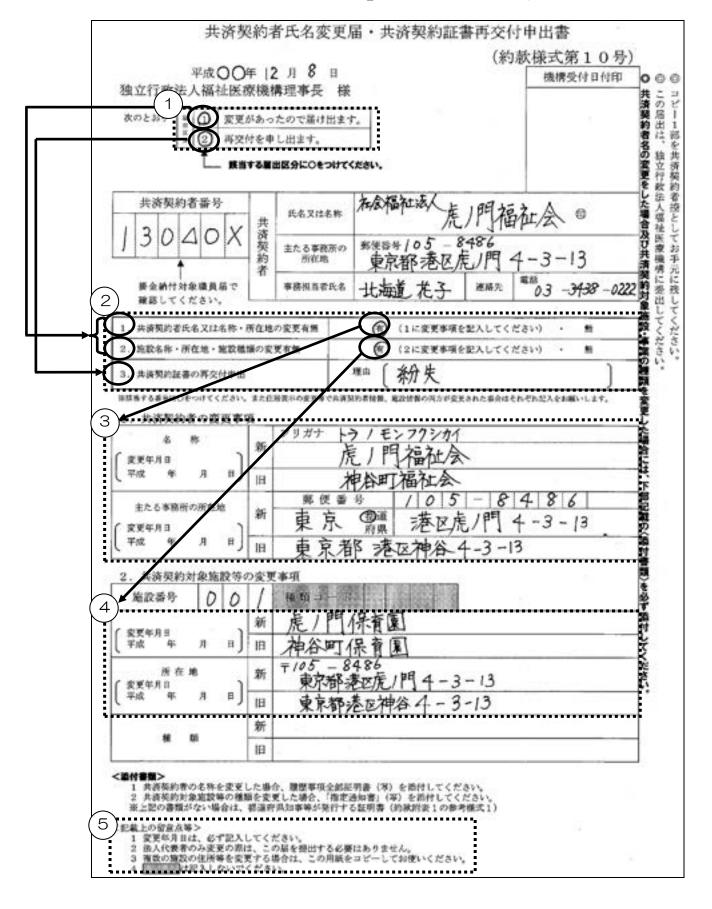
職種番号

名称	番号	例	名称	番号	例	名称	番号	例	
施設長	01	園長·所長·寮長·院長等	医師	05	医師等	調理員	09	調理員·調理師等	
指導員		児童指導員·生活指導員(支援員·相談	看護師	06	看護師・准看護師・保健師等	事務員	10	事務員·事務長·副施設長·副園長等	
	02	員)・精神障害者社会復帰指導員・ソーシャ			有透明。任有透明。	介助員	11	介助員等	
		ルワーカー等	訓練指導員	07	作業指導員・職業指導員・作業療法士・理 学療法士・マッサージ師・聴館訓練担当職	ホームヘンレペー	12	ホームヘルパー・世話人等	
保育士	03	保育士(保母·保父)·児童生活支援員·児				介護支援専門員	13	介護支援専門員・ケアマネージャー等	
休月工	03	童自立支援専門員等			員・言語機能訓練担当員等	その他	14	いずれの職種にも該当しないもの ・(例えば、運転手・用務員・薬剤師・守衛・:	
介護職員	04	介護職員・寮母・寮父・ケアワーカー等	栄養士	08	栄養士等	· C OVIE		イラー技士等)	

④ 復帰時の本俸月額

- ・復帰した共済契約対象施設等における「本俸月額」を記載します。
- ・月の途中で復帰した場合は、復帰月の翌月の本俸月額を記入してください。 以下、<□64ページ>共済契約者対象(外)施設等異動届の記載上の留意点(<u>異動の場合</u>)(3/3) ③の異動した月以前6か月の本俸月額のア〜エをご参照ください。

- 1. 特定介護保険施設等に復帰した場合、公的助成の対象外となることから、単位掛金額の3倍の掛金が必要になります。(社会福祉施設等に復帰した場合、単位掛金額の3倍とはなりません。)
- 2. 『
 動施設等新設届・申出書』で「契約対象施設等復帰」として報告された共済契約対象外施設等へ異動している職員については、提出の必要はありません。



共済契約者氏名等変更届・共済契約証書再交付申出書の記載上の留意点(2/2)

次のような場合は、この届出書に該当しない例ですのでご注意ください。

- ①「財団法人東京福祉会」を解散して「社会福祉法人東京福祉会」を設立した場合
- ②2つ以上の共済契約者が合併して新たに社会福祉法人を設立した場合

< □40ページ>

③個人経営施設の経営者が個人から個人に変更した場合(死亡による代替わり又は交代)

参照

- ④法人代表者のみ変更した場合 → 何も提出する必要はありません。
- ⑤被共済職員の氏名が変わった場合 →< □40ページ>の参照

等

※平成13年4月1日より新たに共済契約を締結できる経営者は、社会福祉法人に限りますので、①~③に該当する場合は、契約解除又は契約手続きが伴います。 → 共済部退職共済課までご連絡ください。

① 届出区分

・ 該当する届出区分に○をつけてください。

② 変更等事項

- ・該当する変更事項等の番号に○をつけてください。
- ・共済契約者氏名又は名称・所在地が変わった場合に「有」に○をつけてください。
- ・共済契約対象施設・事業の名称や所在地、施設・事業等種類が変った場合に「有」に○をつけてください。
- ・共済契約証書を紛失、き損等の場合は、再交付申出することができますが、簡単に再交付の理由をカッコ内にご記入ください。

③ 共済契約者の変更事項

- ・変更年月日(登記簿謄本に記載されている年月日)は、必ずご記入ください。
- ・共済契約者の主たる事務所を移転、市町村合併・区画整備等により、住所や住所表記が変わった場合又は、郵便番号が変更になった場合は、ご記入ください。

④ 共済契約対象施設等の変更事項

- ・変更する施設・事業の「施設番号」をご記入ください。施設番号がご不明の場合は、共済部退職共済課にお 問い合わせいただくか、施設の「名称」欄に当該名称をご記入ください。
- 「名称」が変更された場合は新旧でご記入ください。
- •「所在地」が変更された場合は、新しい所在地の郵便番号及び新旧所在地をご記入ください。
- ・「施設・事業」を変更した場合は、変更施設・事業の「許認可書」(写)、「届出書」(写)等の変更された内容を確認できる書類を添付のうえ、記載されている変更年月日及び種類をご記入ください。

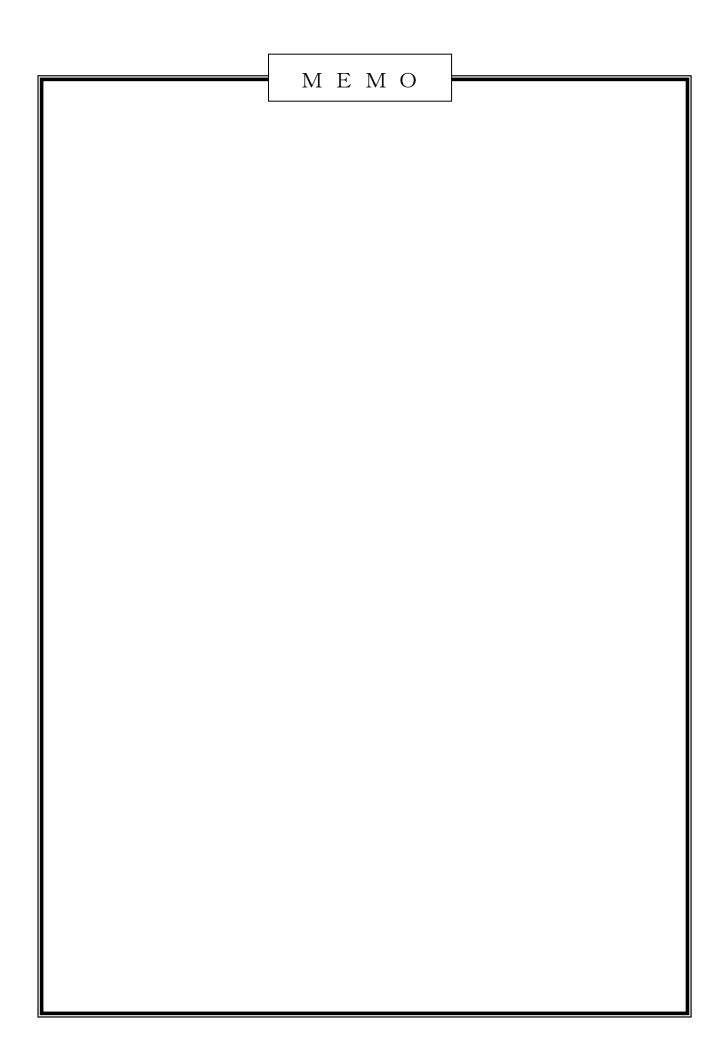
⑤ 変更に伴う添付書類

- ・共済契約者の名称を変更した場合は、「登記簿謄本(履歴事項全部証明書)」(写)を添付してください。
- ・共済契約対象施設・事業で「種類」を変更した場合は、変更事項が確認できる「許認可書」(写)や「届出書」 (写)及び「届出受理書」(写)等を添付し、変更事項が確認できるようにしてください。

【共済契約対象施設等一部廃止等届記載例】

			天伊外形	WI NEW WIE EX	等一部廃止	- rais		
					(約款樣式第	12号)	
平成〇〇年 5 月11 日 機構受付日付								
独立行政法人	福祉医	療機	構理事長 様				T : 0	
次のとおり、	施設等	の一部	を廃止・休止・i	経営移管した	ので届け出ます		・館配載の(連付書覧)を必ず施付して	
共済契約者	曲号			在会福	社法人		李	
1304	OX	共	乔名又红名称	虎/門福社会。				
†		済契		解供掛号!	05 - 8486		付してください。 位医療機構に提出	
掛全納付対象職		約者	主たる事務所の 所在地	東京都	港区虎人	経営して	 いた最終日で	
確認してください	1		事務報告者成名	北海道			38-022	
社会基础医数	施設	54		8	称	然注:5 指案移		
市、特定介護保険 施設等又は幸田 施 設 等	0 0	3	虎川門	虎ノ門デサービスセンター 003				
程 自 (開発する記号に〇)	⑦ 原 イ. 体 ウ. 種類	企 企 物學						
****	(1) 造 (3) 配 (5) 料	服 特別的付款	概 古 执 联 兵 5.件是近年~0天動程長	1 A 2 A	(2) 引 縣 (4) 禄 統 (6) 合 算	(神管) 株 兵 長 務 株 兵 財 株 出 申 分計	1 Å	
磁型移管後の 共活製的者 (経営者) 名 (共 済 契 約 者 番 号 (
2 名の 確認等 (1)「廃止・ (2) 受理印象 (3) その他、 上記の書類が	量が明記を 休止届受用 Pのある「 実務委託 (ない場合) (許談可・	た次の を を を の の の の の の の の の の の の の	(本篇) (平) (平) (中系知事等が発行	する証明書(M)	 2. 施設・事業 			
(2) 定款変数 記載上の留意点>	(日本語) (13) (12) (13)(13)	其的职员	Li 文は「共資契約				9届書を提出してくださ	

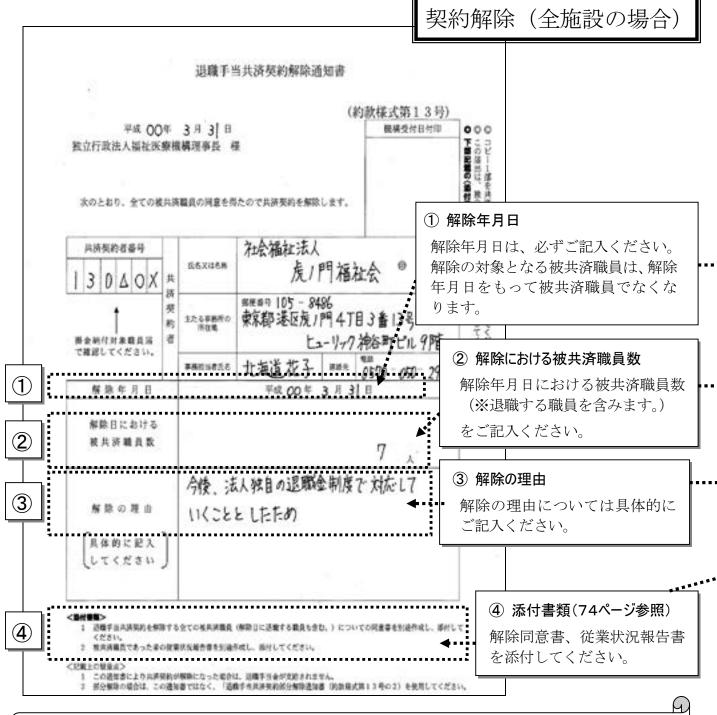
記録上の	2回意点等								5531	-		502 S.C.	2000	
	/3040X			B ROSERZW C REFRONCES 2 PARTS				_	MATS MR-TROSE		た、門デ	ィサービスセ	>9-	
	ווייייייייייייייייייייייייייייייייייייי			1,	41	(MII	14		SEMBLE		#Bons			nemes.
WAS+	機能所有						18					man, to an Appendix.N	(機能発表・企業中型ある1-46分離 (等数・機能の実施の場合に記入して くど30-4	
				4481		7 I I	ık	6.90	50	機会 選出する基準 のトプローン つに口を付け	新神奈和森田明貞 郷に303年である。 は、東部市の東部も と同野番号を担入し でくだされる。 田(東京番号の 知道	MESO ARROTES		
TITIT			1	-	T	AT.	-	4		+	てくだおい。 1. 最後は第号的作品	最適のを扱い	a	
00009	福岡	良太	13	4		1/2	3 (0	介護	04	2.58(89)	6 6	福)神	A
00001	JEL	KA	10	11	11	1	1	2	職員	1	Onene	2	1304XX	
11111			4	1	Н	1	a	4		1	5. 現的財務外報監督開設 (1) 高額(企業中的発化)	\$ VIII	PARTY	1
2001	工技	**	1	1	اما	0,	0		韩裔		2.000000	# 9 4		8
000/3	十末	42	0	T	10	81	1	D	丁40块	10	2.KEM 4.BERE	2 111	11111	
			4	Ц	Ц						1.9088480980			
	秋田	44.					,		介護		1. 遺構(企併中担責任) 2. 引用(新聞)	能門苑		16
00020		110	0	5	0	1	ш.	B	職員	04	Oven	ak III.	111111	
			4				11		75	11.	4. 指程開始 5. 祝的研修外有效与其他	0005		1
TIII		201	ì	59		*	"		464	I	1. 必要(企業中設定を) 2. を(株(株質)	龍)門		-
00042	山口	健太	1		0	90	30	0	小设	04	Owns.	1111-69	111111	
		2:	0					-	職員	[[4. BRACE	008		
11111		_	1	1	+	*	"	+	介護	#	3. 放托於整件整定等基础 ① 产量(产品中止含6)	6	day to	- 1
00062	奈良	患	7 2	60	0	51	7	١.		04	2. 538(940) 3. AUEM		(福) 青春	松
			0				1	9	稱復	[[4. BIRKS		OZO XX4	
1111			,	1	H	4	-	+		#	5. 契約回避升施設可采款 1. 消極(由其中批合(b)	8	TITLI I	- 1
			,								2.500(09) 3.600M	6 6		8
			2					1			4 BITSE			
		_		H	H	A .	-	+		#	4. 気的に急性を担保を表 1. 必要(分字中の3.9)	2		1
			1.								2.5m(9E)	*		
			3					2			3. NISH 4. MISSE		THIT	
Ш			4	Ц	Ц			_		Ш	S. ROYDARZYAN	: 1		
			1	ľ	11		ľ				1. 遊報(全算中出名(5) 2. 与確(時間)	A A		
			2 2				110	1			3.6EM		111111	
				П							4. BHAR 5. THYSARTER			
Ш			1	T.	1	*	0	7		T	1、衛衛(中華中田古む)	2		100
			:				111				1. 知線(多数) 3. 全菜業			
			4	H			1	*			4. #85.00			/
11111		-	1	1	Н	A	11	+	_	+	5、保的知識并與定等與動 1、透明(中華中田古代)		111111	
			2					6			1.58(95)	4 4 4		3
			3	H	1			1			3.在型無 4. 総政外数			
ШЦ			*	Ц	П			\perp		Ш	1. Knickanickski			



退職手当共済契約解除通知書の記載上の留意点

共済契約者は、共済契約を解除するときは、『
』退職手当共済契約解除通知書』(約款様式第 13号)に被共済職員の従業状況報告及び当該解除の同意があったことを証する書類を添付のうえ、機構に提出してください。

「契約」解除 (全施設の場合)



◎共済契約が解除又は部分解除になった場合、当該解除に同意した被共済職員は、

解除日で被共済職員でなくなりますが、**退職手当金は支給されません。**

退職手当共済契約部分解除通知書の記載上の留意点

| 共済契約者は、共済契約を部分解除するときは、『

『

』退職手当共済契約部分解除通知書』(約款様式第13号の2)に当該被共済職員の従業状況報告及び当該解除の同意があったことを証する書類を添付のうえ、機構に提出してください。

部分解除(範囲限定の場合)

退職手当共済契約部分解除通知書 (約款様式第13号の2) 平成 00年 3月31日 機構受付日付印 00 独立行政法人福祉医療機構理事長 様 特定介護保険施設等义は中出施設等のうち以下の施設等については被共 搭載員の同意を得たので、連載手当共海契約のうち当該同意を得た被共済職 員に関する部分を解除します。 政法人福祉区 共演獎的者番号 所名字社長展 3 0 4 0 X 涛 **病性排行 105 - 8486** 芡 主たる事務所の 京都海域)門 4-3-13 約 (1) 食職所等で展開 ð (...... Bi 22 (語音番号のC印をつけてください。) 唱系数 斯提全体の核共同重要 關語機能認 部分解除をする。 平成19年4月(日収算加入した被共済環境 第1) MGMM 005 特定介護保険施 学成15年4月1日収算加入した独の課職員 第2 施設を実施の使用消費的 設等又は申出施 施設全体の製肉運搬員 平成19年4月1日以東北入した被共謀職員 第1 数等の名称及び ③ 平成19年4月1日以東京人と被以補職員 第2 被共済職員数 展別を選挙の毎日末日本 2、平成15年4月1日以東加入した初末開発 ※1 (3) 展的を提供の研究体験の 平級28年4月1日以降に加入した減失済或道については 具体的に記入 今後、法人独自の退職金制度で対応していくこととしたため してください 運搬手台共将等的を解除する全ての御共演重賞 (解除日に運動する職員を含む。) についての何意識を経過を成し、 後共済職員であった者の従業状況報告書も別途作成し、折付してください。 **(4**) CEREORES> この通知書により選集手法共通者的部分解除になった場合は、通義手指を対支給されません 運輸手出共運幣的(全部)の機能の場合は、この運知者ではなく、「連携手当共運発的解放過な者(的登録に第13円)」を使用してください。 「1、実際企作の後共享業員」については、「研究介護を提供を呼、又は「中生協設者」の解析する協設・事業単位で業務に従事するまでの 祖共済動員に関する祖父が解除となります。 「2、平成15年4月1日以降加入した後共済職員」については、経過計算の対象となる協設(第1) の関係に従事する平成15年4月1日以降 展共済機長となった者に関する部分の解除ができます。従って、最高機関の対象とならない手成 19年4月1日は降に開設した特別機関を入ま 上学の「特定会議機能強要等」では、「平成 19年4月1日以降加入した他共振機関」でなく「重要全体の根共振機関」の部分が解除となります。 (※1) 共序契約者が、平成34年3月31日までに製造(施度に加入している施設)した次の施設・事業をいいます。 **毎回産業を人かーム、部党を入かーム(本今福の政治とはあるの)、老人関係センターの中の老人デイサービス事業。** 老人デイサービスセンター、老人を購入所知識、老人間を予備事事業、認定在対応型老人共同を終婚批事業(ゲループホーム)。 「3、平成15年4月1日以降加入した後共済職長」については、研送が着の対象となる施設(第2)の屋内に従来する平成15年4月1日以降 被共済機関となった者に関する場合の解除ができます。従って、原通問題の対象とならない平成35年4月1日以降に開放した障害者支援施設 の「特定交換保険施設等」では、「学成35年4月1日に開加入した施に実施員」でなく「施設全体の基本が徹底」の部分が解除となります。 (8(1)) 突然英的奇兴、子成15-51月11日生でに開設(施設に加入している機能)した次の報告・事業をいいます。 資金之品行支援事業、抑制之人所知的、維持者支援知识、原金介護事業、重要批批力援事業、利力支援事業、行業提携事業。

※最介格事業、生活介格事業、自立取職事業、配外等行支援事業、総会機能支援事業、共同生活抵抗事業(グループホーム)、

但是人可能是,我里提完全办公司工程基础

事数支援事業、地域証拠支援センター、福祉ホーム。

② 解除対象となる施設番号、施設名称 解除する部分、被共済職員数

解除対象となる施設番号、施設名称 をご記入ください。

解除する部分の該当番号1~4に○を つけてください。

「1」に該当するのは、

特定介護保険施設等及び申出施設等に限ります。

「2」に該当するのは、

事業の開始及び機構への届出が、平成 18年3月31日までにされている 特定介護保険施設等(特別養護老人ホ ーム等)に限ります。

※平成18年4月1日以降に申し出た特定介護保険施設等(特別養護老人ホーム等)の場合は、「2」に○をつけることはできません。

「3」に該当するのは、

事業の開始及び機構への届出が、平成 28年3月31日までにされている 特定介護保険施設等(障害者支援施設 等)に限ります。

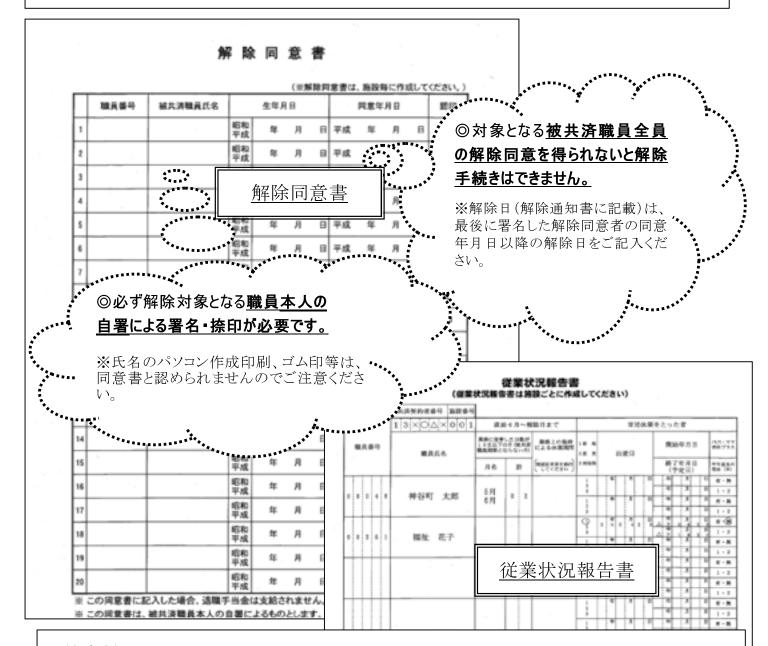
※平成28年4月1日以降に申し出た特定介護保険施設等(障害者支援施設等)の場合は、「3」に○をつけることはできません。

「4」に該当するは、

養護老人ホームから軽費老人ホーム (介護保険法の規定に基づく指定を 受けているもの)、又は軽費老人ホーム (介護保険法の規定に基づく指定を 受けていないもの)から軽費老人ホー ム(介護保険法の規定に基づく指定を 受けているもの)へ施設を転換する場 合について、転換日以降の加入者のみ の解除が可能となります。

「解除同意書」・「従業状況報告書」

※退職手当共済契約解除通知書及び退職手当共済契約部分解除に係る共通添付書類



〈留意点〉

- ◎解除対象者は、解除日で退職する場合も同意が必要となります。解除対象者は、解除日で被共済職員でなくなりますが、**退職手当金は支給されません。**
- ◎解除日より前の日付で実際に退職等により被共済職員でなくなる者は、解除同意を得る必要はありませんが、不正防止等の観点から退職等の事実確認(※雇用保険等の資格喪失確認通知書、辞令等の写し)のご協力をお願いします。
- ※引き続き1年以上被共済職員であった者が、解除されたことにより被共済職員でなくなった日から起算して5年以内に再び被共済職員となり、引き続き1年以上被共済職員であったときは、被共済職員期間の通算又は合算の取り扱いがあります。〈解除に伴う通算・合算35ページ参照〉

○共済契約者が行う契約解除及び部分解除の範囲について

共済契約者は、その経営する特定介護保険施設等又は申出施設等の業務に従事するすべての被共済 職員の同意を得たときは、当該退職手当共済契約のうち当該同意を得た被共済職員に関する部分を解除

することが出来ます。ただし、**解除手続きが可能な解除の範囲かどうかは、次表でご確認ください**。

施設区分	社会福祉 施設等		ス険施設等 ・人ホーム等)		特定介護保険施設等 (障害者支援施設等)			
解除の範囲		平成18年度 制度改正前 対象施設①	平成18年度 制度改正後 対象施設②	平成28年度 制度改正前 対象施設③	平成28年度 制度改正後 対象施設④	施設等		
全ての施設の被共済職員 〇 ※この場合、部分解除でなく契約解除(約款様式第13号)となります。								
施設全体の被共済職員	×	0	0	0 0		0		
平成18年4月1日以降に 加入した被共済職員	×	0	×	×	×	×		
平成28年4月1日以降に加入した被共済職員	×	×	×	0	×	×		
共済契約者が任意に希望 する日(※上記以外の日付) 以降に加入した被共済職員	×	※上記「〇」以	外で解除の範囲を	を任意に決めるこ	とはできません。			

注)1. 上記①の「特別養護老人ホーム等」とは、制度改正施行日の前日(平成18年3月31日)までに 開設し、契約対象となっていた次の施設・事業となります。

特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム(介護保険の規定に基づく指定に係るもの)、老人福祉センターの中の 老人デイサービス事業、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人居宅介護等事業(ホームヘルプ) 及び認知症対応型老人共同生活援助事業(グループホーム)

- 2. 上記②は、制度改正施行日(平成18年4月1日)以降、「特定介護保険施設等」として申出し、 契約対象となった特別養護老人ホーム等(※施設一覧4~6ページ参照)となります。
- 3. 上記③の「障害者支援施設等」とは、制度改正施行日の前日(平成28年3月31日)までに開設し、 契約対象となっていた次の施設・事業となります。

障害児入所施設、障害児通所支援事業(児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等)、障害者支援施設、居宅介護事業、行動援護事業、重度訪問介護事業、重度障害者等包括支援事業同行援護事業、短期入所事業(ショートステイ)、同行援護事業、療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業、共同生活援助事業(グループホーム)、移動支援事業、地域活動支援センター及び福祉ホーム

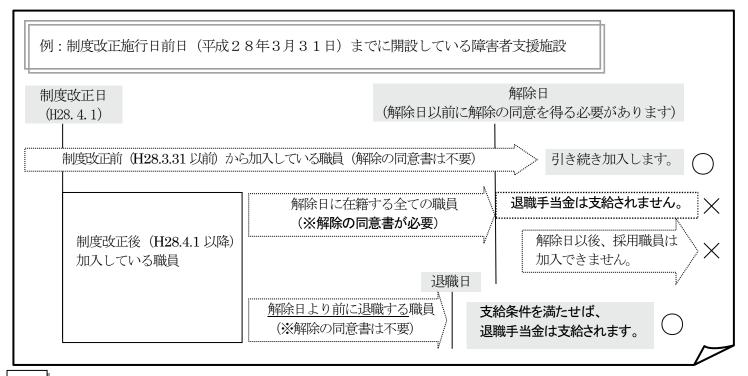
4. 上記④は、制度改正施行日(平成28年4月1日)以降、「特定介護保険施設等」として申出し、契約対象となった障害者支援施設等(※施設一覧4~6ページ参照)となります。

上記以外の部分解除

養護老人ホームから軽費老人ホーム(介護保険法の規定に基づく指定を受けているもの)、又は、軽費 老人ホーム(介護保険法の規定に基づく指定を受けていないもの)から軽費老人ホーム(介護保険法の 規定に基づく指定を受けているもの)へ施設を転換した場合について、転換日以降の加入者のみの解除 が可能となります。

○共済契約者が行う部分解除の検討に際し、ご留意いただきたいこと

例:制度改正後(平成28年4月1日以降)に加入した被共済職員を部分解除する場合



- ご検討の際、ご留意いただきたいこと(□のチェック欄でご確認してみてください。)
- □ 職員の処遇に関わる大切なことですので、職員の方ともよくご相談ください。
- □ 解除に同意した被共済職員(※解除日に退職する職員も同意が必要です)は、**退職手当金は支給され** ません。ただし、解除に伴う通算・合算については、<□33ページ>を参照してください。
- □ 財政方式は、積立方式ではなく、賦課方式のため、解除に伴う掛金の返戻はありません。
- □ 現状の経営している施設だけでなく、将来の事業展開を踏まえ、ご検討ください。
 - (例:障害者支援施設を部分解除(※制度改正後に加入した職員)してから数年後、2つ目の障害者支援施設を開設した場合、2つ目の障害者支援施設は、どうしますか?
 - 事例 1 制度の対象とする場合:「施設等新設届・申出書(約款様式第1号)」を機構に提出してください。 ただし、制度改正後に採用した職員について、加入要件がある場合、加入させることになります。

制度改正前の被共済職員のみ加入させることはできません。

事例2 制度の対象としない場合:特に手続きはありません。契約対象外の施設となります。

制度改正前の被共済職員が配置換えとなった場合、制度上は退職となります。

)

共済契約者番号(○○○○○)

共済契約者名 社会福祉法人〇〇福祉会 印

現 認 証 眀 書

次のとおり、就業規則第 ○○条 第 ○○ 項にいう業務上の負傷(疾病)による療養のため 休業したことを証明します。

- 1. 施設名称 ○○保育所 施設番号 002
- 2. 休業者 職員番号 ○○○○○ 氏名 神谷 まち子(生年月日 昭和○○年○月○○日)
- 3. 発生日時 平成 ○○ 年 ○月○○日
- 4. 発生場所 (具体的に記入してください)
- 5. 発生時の状況及び原因(※具体的に記入してください)

- 6. 負傷(疾病)の内容 (具体的に記入してください)
- 7. 労災認定 (有・無・申請中)(※いずれかに○をつけてください)
- 8. 休業期間の給与支払 (有・無)(※○をつけてください) ※休業期間中(業務上の負傷又は疾病によるもの)に給与が支払われている場合は「有」に該当 しますが、健康保険の傷病手当金・年次有給休暇取得による給与支払は、「有」に該当しません。
- 9. 療養のための休業期間(日から 年 月 年 月 日) ※直前の4月から3月末の期間について記入してください。
- 10. 上記「3. 発生日時」と「9. 療養のための休業期間」にかかる休業開始日との間に日数間隔 がある場合は、以下の該当する理由番号に○をつけてください。日数間隔が無ければ○をつけな くて構いません。
 - ① 実際に勤務していたため
 - ② 休業していたが、共済制度上、従事したとみなす日(年次有給休暇等)に該当していたため
 - ③ 休業していたが、共済制度上、従事したとみなす日に非該当なため
- ④ 前年度も同じ業務上の負傷疾病のための現認証明書を提出しているため
- ⑤ その他(
- 11. その他 ※通勤中又は業務中の交通事故の場合であって、労災申請はせず、事故の相手方による 補償が出ている場合は、その旨をご記入ください。

この証明書により、被共済職員が業務に起因し負傷又は疾病にかかり、療養のために共済契約対象施設等の業務に 従事しなかった期間について、当該業務に従事したとみなす取り扱いとなりますので、当該職員の「被共済職員期 間とならない月」のご報告の際は、ご注意ください。ただし、機構が当該証明書の内容確認後、全部又は一部につ いて認められないと判断した場合は、必要に応じて「被共済職員期間とならない月」にご訂正させていただく場合 がございます。

退職手当金請求手続き

|退職手当金の計算方式

(1) 計算方式

退職手当金は、退職前6か月の平均本俸月額により該当する計算基礎額に退職理由別の被共済職員期間(1年未満の端数月は切り捨て)による支給乗率を乗じて得た額になります。

退職手当金=計算基礎額×支給乗率 <計算基礎額・支給乗率 □ 7 9ページ参照>

例) 平成18年4月1日に加入して、平成30年3月31日に普通退職(被共済職員期間12年)

退職時平均本俸月額 260,000円 計算基礎額 250,000円 × 支給乗率 8.4912 = 2,122,800円

□ 退職手当金が支給されないケース

- ① 共済契約者が掛金を納付していないとき
- ② 共済契約が解除されたとき
- ③ 被共済職員となった日から起算して1年未満で退職したとき
- ④ 被共済職員期間となる月の合計が12か月未満のとき
- ⑤ 自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により支給制限に該当する退職のとき <□94ページ参照>
- ⑥ 退職手当金の請求権が時効(退職した日の翌日から5年経過)により消滅しているとき
- ⑦ 合算制度を利用したとき<□33ページ参照>
- ※ 機構ホームページ (http://www.wam.go.jp/hp) に退職手当金計算シミュレーション を掲載していますので、こちらで退職手当金の試算ができます。



アクセス方法

- ① 機構ホームページ(http://www.wam.go.jp/hp)の中に あるコンテンツの中から"退職手当共済事業"を選択します。
- ② "退職手当共済事業"のページが表示されます ので、"退職手当金計算シミュレーション"を選 択します。
- ③ <u>退職手当金計算シミュレーション(別ウインドウ</u>で開きます)をクリックします。
- ④ 必要項目を入力します。
- ⑤ 退職手当金の試算がでます(退職手当金計算 シミュレーションはあくまで目安です。実際の退 職手当金額を保証するものではありません)。

退職手当金計算基礎額表

(単位:円)

退職前6か月の 平均本俸月額	計算基礎額	退職前6か月の 平均本俸月額	計算基礎額
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	62,000 74,000 86,000 100,000 115,000 130,000 145,000 160,000 175,000 190,000	$205,000 \sim 219,999$ $220,000 \sim 234,999$ $235,000 \sim 249,999$ $250,000 \sim 264,999$ $265,000 \sim 279,999$ $280,000 \sim 299,999$ $300,000 \sim 319,999$ $320,000 \sim 339,999$ $340,000 \sim 359,999$ $360,000 \sim$	205,000 220,000 235,000 250,000 265,000 280,000 300,000 320,000 340,000 360,000

支給乗率表(普通退職の場合)

被 共 済 職員期間	普通退職	被 共 済 職員期間	普通退職
1年	0.5220	26	30.5370
2	1.0440	27	31.9290
3	1.5660	28	33.3210
4	2.0880	29	34.7130
5	2.6100	30	36.1050
6	3.1320	31	37.1490
7	3.6540	32	38.1930
8	4.1760	33	39.2370
9	4.6980	34	40.2810
10	5.2200	35	41.3250
11	7.7256	36	42.3690
12	8.4912	37	43.4130
13	9.2568	38	44.4570
14	10.0224	39	45.5010
15	10.7880	40	46.5450
16	13.3893	41	47.5890
17	14.6421	42	48.6330
18	15.8949	43 年以上	49.5900
19	17.1477		
20	20.4450		
21	22.1850		
22	23.9250		
23	25.6650		
24	27.4050		
25	29.1450		
20			

注)業務上の傷病、業務上の死亡による退職の場合は、上記表より高い支給乗率が適用されます。

(2) 退職手当金額早見表

並、多、日、啦 / 类 攻	Fの傷病▽は業務	トのなさに	レス・日啦ナルノ

(単位·円)

普通退職(業	普通退職(業務上の傷病又は業務上の死亡による退職を除く)									(単位:円)
計算基礎額被共済職員期間	62,000	74,000	86,000	100,000	115,000	130,000	145,000	160,000	175,000	190,000
1年	32,364	38,628	44,892	52,200	60,030	67,860	75,690	83,520	91,350	99,180
2 年	64,728	77,256	89,784	104,400	120,060	135,720	151,380	167,040	182,700	198,360
3 年	97,092	115,884	134,676	156,600	180,090	203,580	227,070	250,560	274,050	297,540
4 年	129,456	154,512	179,568	208,800	240,120	271,440	302,760	334,080	365,400	396,720
5 年	161,820	193,140	224,460	261,000	300,150	339,300	378,450	417,600	456,750	495,900
6 年	194,184	231,768	269,352	313,200	360,180	407,160	454,140	501,120	548,100	595,080
7 年	226,548	270,396	314,244	365,400	420,210	475,020	529,830	584,640	639,450	694,260
8 年	258,912	309,024	359,136	417,600	480,240	542,880	605,520	668,160	730,800	793,440
9 年	291,276	347,652	404,028	469,800	540,270	610,740	681,210	751,680	822,150	892,620
10 年	323,640	386,280	448,920	522,000	600,300	678,600	756,900	835,200	913,500	991,800
11 年	478,987	571,694	664,401	772,560	888,444	1,004,328	1,120,212	1,236,096	1,351,980	1,467,864
12 年	526,454	628,348	730,243	849,120	976,488	1,103,856	1,231,224	1,358,592	1,485,960	1,613,328
13 年	573,921	685,003	796,084	925,680	1,064,532	1,203,384	1,342,236	1,481,088	1,619,940	1,758,792
14 年	621,388	741,657	861,926	1,002,240	1,152,576	1,302,912	1,453,248	1,603,584	1,753,920	1,904,256
15 年	668,856	798,312	927,768	1,078,800	1,240,620	1,402,440	1,564,260	1,726,080	1,887,900	2,049,720
16 年	830,136	990,808	1,151,479	1,338,930	1,539,769	1,740,609	1,941,448	2,142,288	2,343,127	2,543,967
17 年	907,810	1,083,515	1,259,220	1,464,210	1,683,841	1,903,473	2,123,104	2,342,736	2,562,367	2,781,999
18 年	985,483	1,176,222	1,366,961	1,589,490	1,827,913	2,066,337	2,304,760	2,543,184	2,781,607	3,020,031
19 年	1,063,157	1,268,929	1,474,702	1,714,770	1,971,985	2,229,201	2,486,416	2,743,632	3,000,847	3,258,063
20 年	1,267,590	1,512,930	1,758,270	2,044,500	2,351,175	2,657,850	2,964,525	3,271,200	3,577,875	3,884,550
21 年	1,375,470	1,641,690	1,907,910	2,218,500	2,551,275	2,884,050	3,216,825	3,549,600	3,882,375	4,215,150
22 年	1,483,350	1,770,450	2,057,550	2,392,500	2,751,375	3,110,250	3,469,125	3,828,000	4,186,875	4,545,750
23 年	1,591,230	1,899,210	2,207,190	2,566,500	2,951,475	3,336,450	3,721,425	4,106,400	4,491,375	4,876,350
24 年	1,699,110	2,027,970	2,356,830	2,740,500	3,151,575	3,562,650	3,973,725	4,384,800	4,795,875	5,206,950
25 年	1,806,990	2,156,730	2,506,470	2,914,500	3,351,675	3,788,850	4,226,025	4,663,200	5,100,375	5,537,550
26 年	1,893,294	2,259,738	2,626,182	3,053,700	3,511,755	3,969,810	4,427,865	4,885,920	5,343,975	5,802,030
27 年	1,979,598	2,362,746	2,745,894	3,192,900	3,671,835	4,150,770	4,629,705	5,108,640	5,587,575	6,066,510
28 年	2,065,902	2,465,754	2,865,606	3,332,100	3,831,915	4,331,730	4,831,545	5,331,360	5,831,175	6,330,990
29 年	2,152,206	2,568,762	2,985,318	3,471,300	3,991,995	4,512,690	5,033,385	5,554,080	6,074,775	6,595,470
30年	2,238,510	2,671,770	3,105,030	3,610,500	4,152,075	4,693,650	5,235,225	5,776,800	6,318,375	6,859,950
31 年	2,303,238	2,749,026	3,194,814	3,714,900	4,272,135	4,829,370	5,386,605	5,943,840	6,501,075	7,058,310
32 年	2,367,966	2,826,282	3,284,598	3,819,300	4,392,195	4,965,090	5,537,985	6,110,880	6,683,775	7,256,670
33 年	2,432,694	2,903,538	3,374,382	3,923,700	4,512,255	5,100,810	5,689,365	6,277,920	6,866,475	7,455,030
34年	2,497,422	2,980,794	3,464,166	4,028,100	4,632,315	5,236,530	5,840,745	6,444,960	7,049,175	7,653,390
35 年	2,562,150	3,058,050	3,553,950	4,132,500	4,752,375	5,372,250	5,992,125	6,612,000	7,231,875	7,851,750
36年	2,626,878	3,135,306	3,643,734	4,236,900	4,872,435 4,992,495	5,507,970	6,143,505	6,779,040	7,414,575	8,050,110
37 年 38 年	2,756,334	3,212,562	3,733,518	4,341,300 4,445,700	5,112,555	5,643,690	6,294,885 6,446,265	6,946,080 7,113,120	7,597,275 7,779,975	8,248,470 8,446,830
39 年	2,821,062	3,367,074	3,913,086	4,550,100	5,232,615	5,915,130	6,597,645	7,113,120	7,779,975	8,645,190
40 年	2,885,790	3,444,330	4,002,870	4,654,500	5,352,675	6,050,850	6,749,025	7,280,100	8,145,375	8,843,550
40 年	2,950,518	3,521,586	4,002,670	4,758,900	5,472,735	6,186,570	6,900,405	7,447,200	8,328,075	9,041,910
42 年	3,015,246	3,598,842	4,182,438	4,863,300	5,592,795	6,322,290	7,051,785	7,781,280	8,510,775	9,240,270
43年以上	3,074,580	3,669,660	4,264,740	4,959,000	5,702,850	6,446,700	7,190,550	7,781,200	8,678,250	9,422,100
10-7-20-1	0,077,000	0,000,000	7,207,770	4,000,000	0,702,000	0,170,700	7,100,000	7,007,700	0,070,200	0,722,100

[※]平成27年4月以前に加入した方は、上記金額を上回る場合があります。

(単位:円)

			1	1						(単位:円)
計算基礎額	205,000	220,000	235,000	250,000	265,000	280,000	300,000	320,000	340,000	360,000
被共済職員期間 1 年	107,010	114,840	122,670	130,500	138,330	146,160	156,600	167,040	177,480	187,920
2 年	214,020	229,680	245,340	261,000	276,660	292,320	313,200	334.080	354,960	375,840
3 年	321,030	344,520	368,010	391,500	414,990	438,480	469.800	501,120	532,440	563,760
4 年	428,040	459,360	490,680	522,000	553,320	584,640	626,400	668,160	709,920	751,680
5 年	535,050	574,200	613,350	652,500	691,650	730.800	783,000	835,200	887,400	939,600
6年	642.060	689,040	736,020	783,000	829,980	876.960	939,600	1,002,240	1,064,880	1,127,520
7 年	749,070	803,880	858,690	913,500	968,310	1,023,120	1,096,200	1,169,280	1,242,360	1,315,440
8 年	856,080	918,720	981,360	1,044,000	1,106,640	1,169,280	1,252,800	1,336,320	1,419,840	1,503,360
9 年	963,090	1,033,560	1,104,030	1,174,500	1,244,970	1,315,440	1,409,400	1,503,360	1,597,320	1,691,280
10 年	1,070,100	1,148,400	1,226,700	1,305,000	1,383,300	1,461,600	1,566,000	1,670,400	1,774,800	1,879,200
11 年	1,583,748	1,699,632	1,815,516	1,931,400	2,047,284	2,163,168	2,317,680	2,472,192	2,626,704	2,781,216
12 年	1,740,696	1,868,064	1,995,432	2,122,800	2,250,168	2,377,536	2,547,360	2,717,184	2,887,008	3,056,832
13 年	1,897,644	2,036,496	2,175,348	2,314,200	2,453,052	2,591,904	2,777,040	2,962,176	3,147,312	3,332,448
14 年	2,054,592	2,204,928	2,355,264	2,505,600	2,655,936	2,806,272	3,006,720	3,207,168	3,407,616	3,608,064
15 年	2,211,540	2,373,360	2,535,180	2,697,000	2,858,820	3,020,640	3,236,400	3,452,160	3,667,920	3,883,680
16 年	2,744,806	2,945,646	3,146,485	3,347,325	3,548,164	3,749,004	4,016,790	4,284,576	4,552,362	4,820,148
17 年	3,001,630	3,221,262	3,440,893	3,660,525	3,880,156	4,099,788	4,392,630	4,685,472	4,978,314	5,271,156
18 年	3,258,454	3,496,878	3,735,301	3,973,725	4,212,148	4,450,572	4,768,470	5,086,368	5,404,266	5,722,164
19 年	3,515,278	3,772,494	4,029,709	4,286,925	4,544,140	4,801,356	5,144,310	5,487,264	5,830,218	6,173,172
20 年	4,191,225	4,497,900	4,804,575	5,111,250	5,417,925	5,724,600	6,133,500	6,542,400	6,951,300	7,360,200
21 年	4,547,925	4,880,700	5,213,475	5,546,250	5,879,025	6,211,800	6,655,500	7,099,200	7,542,900	7,986,600
22 年	4,904,625	5,263,500	5,622,375	5,981,250	6,340,125	6,699,000	7,177,500	7,656,000	8,134,500	8,613,000
23 年	5,261,325	5,646,300	6,031,275	6,416,250	6,801,225	7,186,200	7,699,500	8,212,800	8,726,100	9,239,400
24 年	5,618,025	6,029,100	6,440,175	6,851,250	7,262,325	7,673,400	8,221,500	8,769,600	9,317,700	9,865,800
25 年	5,974,725	6,411,900	6,849,075	7,286,250	7,723,425	8,160,600	8,743,500	9,326,400	9,909,300	10,492,200
26 年	6,260,085	6,718,140	7,176,195	7,634,250	8,092,305	8,550,360	9,161,100	9,771,840	10,382,580	10,993,320
27 年	6,545,445	7,024,380	7,503,315	7,982,250	8,461,185	8,940,120	9,578,700	10,217,280	10,855,860	11,494,440
28 年	6,830,805	7,330,620	7,830,435	8,330,250	8,830,065	9,329,880	9,996,300	10,662,720	11,329,140	11,995,560
29 年	7,116,165	7,636,860	8,157,555	8,678,250	9,198,945	9,719,640	10,413,900	11,108,160	11,802,420	12,496,680
30 年	7,401,525	7,943,100	8,484,675	9,026,250	9,567,825	10,109,400	10,831,500	11,553,600	12,275,700	12,997,800
31 年	7,615,545	8,172,780	8,730,015	9,287,250	9,844,485	10,401,720	11,144,700	11,887,680	12,630,660	13,373,640
32 年	7,829,565	8,402,460	8,975,355	9,548,250	10,121,145	10,694,040	11,457,900	12,221,760	12,985,620	13,749,480
33 年	8,043,585	8,632,140	9,220,695	9,809,250	10,397,805	10,986,360	11,771,100	12,555,840	13,340,580	14,125,320
34 年	8,257,605	8,861,820	9,466,035	10,070,250	10,674,465	11,278,680	12,084,300	12,889,920	13,695,540	14,501,160
35 年	8,471,625	9,091,500	9,711,375	10,331,250	10,951,125	11,571,000	12,397,500	13,224,000	14,050,500	14,877,000
36 年	8,685,645	9,321,180	9,956,715	10,592,250	11,227,785	11,863,320	12,710,700	13,558,080	14,405,460	15,252,840
37 年	8,899,665	9,550,860	10,202,055	10,853,250	11,504,445	12,155,640	13,023,900	13,892,160	14,760,420	15,628,680
38 年	9,113,685	9,780,540	10,447,395	11,114,250	11,781,105	12,447,960	13,337,100	14,226,240	15,115,380	16,004,520
39 年	9,327,705	10,010,220	10,692,735	11,375,250	12,057,765	12,740,280	13,650,300	14,560,320	15,470,340	16,380,360
40 年	9,541,725	10,239,900	10,938,075	11,636,250	12,334,425	13,032,600	13,963,500	14,894,400	15,825,300	16,756,200
41 年	9,755,745	10,469,580	11,183,415	11,897,250	12,611,085	13,324,920	14,276,700	15,228,480	16,180,260	17,132,040
42 年	9,969,765	10,699,260	11,428,755	12,158,250	12,887,745	13,617,240	14,589,900	15,562,560	16,535,220	17,507,880
43年以上	10,165,950	10,909,800	11,653,650	12,397,500	13,141,350	13,885,200	14,877,000	15,868,800	16,860,600	17,852,400

約款様式改訂のお知らせ

従来、退職手当金請求または合算制度利用の申出を行なう場合に使用しています約款様式第7号の2『』退職手当金請求書・合算申出書』を平成30年4月1日から約款様式第7号の2『』退職手当金請求書』と約款様式第7号の3『』合算制度利用申出書』の2つに分ける改訂を行ないます。

従来の『

『退職手当金請求書・合算申出書』の上段に「退職手当金の請求」または「合算制度を利用」のいずれかを選択する項目が設けられていますが、その記載漏れがあることや退職手当金請求時の記載方法と合算制度利用申出時の記載方法を混同して記載していることから申請内容が不明確になっているケースが非常に多く見られます。

そのため、これらの補正作業に時間を要し退職手当金の支給が遅延してしまうという結果 につながっています。

今回の改訂は、「請求」か「合算利用」かの意思確認を明確にし、各申請内容に必要な記載項目を混同させないことを目的としたものです。

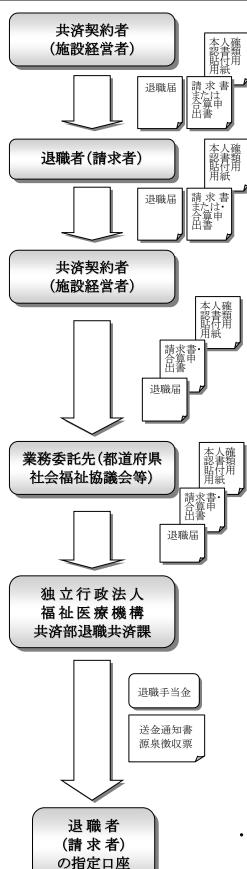
平成30年4月1日以降の退職者の退職手当金申請または合算制度利用の申出につきましては、改訂後の約款様式を使用してください。

尚、現行の約款様式第7号の2『

『

』退職手当金請求書・合算申出書』は便宜的に平成31年3月31日までは使用できることとします。

※ 「被共済職員退職届」と退職者本人が記載する「退職手当金請求書」が同じ1枚になっている古いA3版の様式(個人番号記載欄のない様式)は使用できません。くれぐれもお気をつけ下さい。



【共済契約者】

- ・『<u>』</u>退職手当金請求書』及び『<u>』本人確認書類貼付用用紙</u>』または『<u>』合算制度利用申出書</u>』を退職者(請求者)に渡します。

【退職者】(請求か合算いずれかを作成)

- •『<u>『退職手当金請求書</u>』に記入・押印し、『<u>『本人確認書類貼付用用紙</u>』に個人番号確認書類及び身元確認書類の写しを貼付して共済契約者に提出します。
- ・『『合算制度利用申出書』に記入・押印し共済契約者に提出します。

【共済契約者】

- 共済契約者控として『<u>匐被共済職員退職届</u>』のコピーを取ります。(『**』退職手当金請求書**』のコピーは原則取らないでください。止むを得ずコピーを取る場合は、個人番号を消すなどの措置をお取りください。
- •『
 『
 一
 『
 一
 歌
 共
 済
 職
 員
 退
 職
 届
 』
 、
 『

 『

 』
 退
 職
 手
 当
 金
 請
 求
 書
 ま
 た
 は

 合
 算
 制
 度
 利
 用
 申
 出
 書
 』
 及
 び
 請
 求
 の
 場
 合
 は
 『

 『

 』
 本
 人
 確
 認
 書
 類
 貼
 付
 用
 用
 紙
 』
 の
 順
 に
 重
 ね
 て
 ホ
 チ
 キ
 ス
 留
 め
 し
 て
 く
 だ
 さ
 い
 。
 ま
 た
 、
 個
 人
 番
 号
 が
 見
 え
 な
 い
 措
 置
 を
 講
 じ
 て
 く
 だ
 さ
 い
 。
 〔
 3
 (5)
 参
 照
 〕
- ・ホチキス留めした原本を施設所在地の業務委託先(都 道府県社会福祉協議会等)に提出します。

【業務委託先(都道府県社会福祉協議会等)】

・必要事項を確認のうえ受理し、機構に送付します。

【独立行政法人福祉医療機構】

- 受付、審查、内容確認(不備照会)
- 登録作業(コンピュータ入力)
- □過去のデータ等はコンピュータで管理をしています。 提出された退職届、請求書、合算申出書の記載事項を コンピュータに入力し、突合します。記入誤り等が出た 場合は、請求者等又は共済契約者に問い合わせます。
- □全国の数多くの方の退職手当金を正しく算出し、早期に支給するためには、コンピュータを稼動させ、確認する時間を必要とします。特に年度末退職者の多い時期は請求書の受付日順に処理するため時間がかかりますので予めご了承ください。
- 退職者の指定口座へ振込みし、送金通知書及び源泉徴収票を送付します。
- ・共済契約者に支給月の翌月月初に支給決定状況報告を送付します。

(1) 事前準備

ア. 紙媒体使用の場合

また、機構のホームページ (http://www.wam.go.jp/hp) から様式の印刷ができます。 印刷する際は、『『一般共済職員退職届』、『『退職手当金請求書』または『『一合算制度利用申出書』を各々A4サイズ片面でで印刷してご使用ください。退職手当金を請求する場合は、併せて『『本人確認書類貼付用用紙』をA4サイズ片面で印刷してご使用ください。

イ. 電子媒体使用の場合

電子届出システムに『

『

記被共済職員退職届』が作成できる機能を掲載しております。チェック機能が充実し、記入漏れや記入誤りを防ぐことができますので、電子届出システムを利用されている共済契約者はご利用ください。

<被共済職員退職届の電子化について □124~129ページ参照>

(2)『 『 』 『 』 』 』 の 作成

- ア. 社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入され、税務署に提出する申告書や法 定調書等の税務関係書類に個人番号・法人番号を記載することが義務付けられていますの で、申告書を提出する際には個人番号の記入が必要となります。また、個人番号の提供 を受ける際は、成りすましを防止するため厳格な本人確認が義務付けられており、当機構 は退職手当金の支払を受ける方から、個人番号が記載された退職所得の受給に関する申告 書の提出を受ける場合は、本人確認として、個人番号の確認と身元(実存)確認を行う ことが必要となります。
- イ.退職手当金の請求は、退職者本人が行います。したがって、共済契約者は、退職手当金の請求対象となる者(職員)に対して、退職者本人が記入すべき事項、本人確認書類の提出や手続きなどを「退職手当金の請求手続きのご案内」のパンフレット等により説明し、『』退職手当金請求書』、『』本人確認書類貼付用用紙』及び『退職手当金請求書 提出前チェックリスト』をお渡しください。退職者が『』退職手当金請求書』の請求者欄、振込先金融機関欄及び退職所得の受給に関する申告書部分に記入・押印のうえ、『』本人確認書類貼付用用紙』に個人番号確認書類及び身元確認書類の写しを貼付して速やかに共済契約者に提出するよう指導してください。

- - (ア)振込先金融機関(金融機関コード、支店番号、金融機関名、支店名、口座番号、 口座名義)が正しく記入されているか。
 - (イ)押印漏れはないか。
- エ.『

 『

 』 退職手当金請求書』の提出後に届出の振込口座を機構に報告なく変更されると、退職手当金を振込むことができません。その場合、照会や変更届の提出が必要となり、退職手当金の支給が大幅に遅れることになりますので、機構からの退職手当金が振込まれるまでは、口座の解約や口座名義の変更をしないよう請求者に周知してください。

止むを得ず口座を解約する場合や結婚等により口座名義を変更する場合は、速やかに請求者本人から直接機構に連絡するよう併せて周知してください。

(3) 退職者が『鳳退職手当金請求書』または『鳳合算制度利用申出書』を提出しない場合

共済契約者は、職員が退職したときは、遅滞なく、被共済職員退職届を提出することになっていますので(約款第21条)、退職者が退職手当金の請求対象者であるにもかかわらず 『』退職手当金請求書』または『』合算制度利用申出書』を提出しない場合でも、『』被共済職員 退職届』のみをすべて記入・押印し、速やかに施設等所在地の業務委託先(都道府県社会 福祉協議会等)に提出してください。この場合、理由が「所在不明」または「退職者が請求を請求を放棄している」の時は、用紙の欄外のチェック欄□にチェックを入れてください。

『『一部被共済職員退職届』を提出した後に、所在が明らかになったこと等により、退職者が退職手当金を請求するときは、退職者が『』退職手当金請求書』の請求者欄、振込先金融機関欄及び退職所得の受給に関する申告書部分に記入・押印のうえ、『』本人確認書類貼付用用紙』に個人番号確認書類及び身元確認書類の写しを貼付して、直接機構に提出してください。

なお、退職手当金の支給を受ける権利は、退職した日の翌日から5年を経過すると時効に より消滅し、退職手当金を受取ることができなくなりますので、お早めに手続きをお取りく ださい。

(4) 1年未満の退職者

在籍期間(被共済職員となった日から退職までの期間)が1年未満の退職者に限り、次年度の『

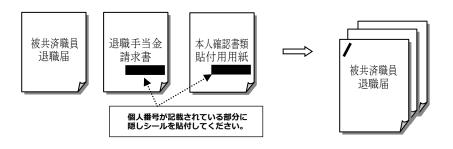
「動掛金納付対象職員届』に退職年月日等の必要事項を記入していただければ、 『

「動被共済職員退職届』の提出は不要となります。

『『一部共済職員退職届』、『『『退職手当金請求書』及び『『『本人確認書類貼付用用紙』は、共済契約者で取りまとめて、退職者の個人番号が見えないよう目隠しシールの貼付を確認の上、施設等所在地の業務委託先(都道府県社会福祉協議会等)に提出してください。(退職者が合算制度を利用する場合や『『『一被共済職員退職届』のみを提出する場合を除く)。なお、目隠しシールがない場合であって、退職手当金の請求を急ぐ場合は、方法2、方法3により、個人番号が見えない措置を講じてください。

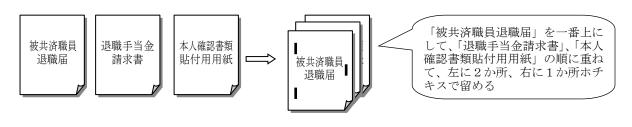
[方法1]

・『』退職手当金請求書』『』本人確認書類貼付用用紙』の「個人番号」が記載されている 部分に、共済契約者あて送付している「目隠しシール」を貼付の上、『』被共済職員退 職届』『』退職手当金請求書』『』本人確認書類貼付用用紙』の順に重ね、左に1か所ホ チキスで留める。

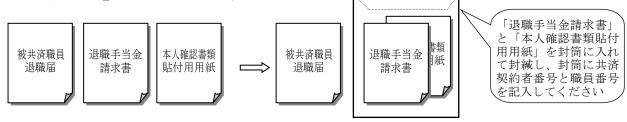


[目隠しシールがない場合の対応:方法2]

・『
』被共済職員退職届』を一番上にし、『
』退職手当金請求書』、『
』本人確認書類貼付用 用紙』の順に重ね、左に2か所、右に1か所ホチキスで留める。



[目隠しシールがない場合の対応:方法3]



【退職手当金請求書等 提出前チェックリスト】

提出をする前に次のことをもう一度ご確認ください! 以下のチェック項目の記入等がない場合、通常時より支給が遅れる恐れがあります。

【退職手当金請求書または合算制度利用申出書提 <u>出時の共通チェック項目】</u> 口 請求者区分の選択は正しいですか?
□ 請求有区分の選択は正しいですが?※ 本人は1に、相続人は2に、遺族は3に○をつけましたか?□ あなたの氏名、フリガナを記入しましたか?
□ 結婚等で氏名が変更している場合、請求書には 新姓を記入 していますか? □ 請求するあなたの印鑑を鮮明に押しましたか?
※ 不鮮明な場合は余白に再度押印をしてください。□ 元号(昭和・平成等)に○をつけ、生年月日を記入しましたか?□ 連絡先電話番号を記入しましたか?
□ 7桁の郵便番号を記入しましたか? □ 住所を記入していますか?住所は現在お住まいの住所になっていますか?
□ 記入事項に訂正がある場合、請求者印で訂正印を押印していますか?□ 鉛筆や消せるボールペンで請求書を記入していませんか?※ 鉛筆等を使用した場合、受付ができません。
【退職手当金請求書提出時のチェック項目】
□ 振込先金融機関の金融機関コード、支店番号、金融機関名、支店等名を請求者ご本人の通帳キャッシュカード等をもとに正しく記入しましたか?
□ 振込先金融機関がゆうちょ銀行の場合、支店名は漢数字三文字(最終桁は「八」)になっていますか?また、口座番号は7桁の数字が記載されていますか?
□ 振込先金融機関や支店名が合併や支店統廃合等により変更となっていませんか?
□ 振込先金融機関の通帳の表紙と見開きページの写を添付しましたか?□ 退職所得の受給に関する申告書の「あなたの」欄に記入・押印し、「A」欄に記入しましたか?
□ 「個人番号」(マイナンバー)は正しく記入しましたか?□ 「その年1月1日現在の住所」には、その時点の住民票に登録されている 住所を記入しましたか?
□ 機構以外から支給された退職所得にかかる源泉徴収票を添付しましたか? □ 「本人確認書類(運転免許証等)」の貼付もれはありませんか? □ 結婚等で氏名が変更している場合、新姓の本人確認書類を添付していま
すか?
□ 最後に記入漏れ・押印漏れ等がないか今一度ご確認ください。

退職手当金支給時期について

【退職金の受給が機構だけの場合】請求手続きは、①ご退職されるお勤め先(退職時に請求書を提出)→②業務委託先(各都道府県の社会福祉協議会等(請求書をとりまとめて機構へ提出))→ ③福祉医療機構という順番で請求書が送付されます。請求書が機構へ届く<u>③の時点から退職手当金</u> 支給までに書類審査、データ登録、金融機関への送金指示等の手続き等があるため概ね2ヶ月を要します。請求 が集中する時期、財源の状況、記載内容の誤りなどにより2ヶ月以上かかることがあります。

【退職金の受給が複数ある場合】通常、機構以外からの退職金の受給が完了して後にご退職されるお勤め先が機構へ退職手当金請求手続きを開始しますので、機構以外からの退職金を受給するまでの期間が上記の期間(概ね2ヶ月)に加わることになります。

【退職手当支給時期に関するお問い合わせ先:ナビダイヤル0570-050-294】

被共済職員期間の合算

(1) 被共済職員期間の合算

一度退職をして被共済職員としての期間が継続しない場合であっても、下記条件ア〜オを 満たし、機構に申し出た場合は、前後の被共済職員期間を合算することができます。

- ア. 退職した際、被共済職員としての在籍期間が1年以上あること
- イ. 退職した際、退職手当金の請求を行っていないこと
 - 注) 退職手当金の請求後に合算制度利用への変更を希望しても手続きの進捗状況によって変更できない場合があります。
- ウ. 退職後3年以内(注)に再び被共済職員になること
 - 注) 平成28年3月31日以前に退職した場合は2年以内
- エ. 新たに勤務する法人における本俸月額(基本給)や被共済職員期間等により退職手当金額が増減することがあること
- オ.被共済職員が、自己の犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職した場合でないこと

(2)『『創被共済職員退職届』、『『1000 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100 | 100

被共済職員が退職する際に合算を申し出る場合、退職者が『**『合算制度利用申出書**』記載欄 (記入日・氏名・生年月日・連絡先電話番号・郵便番号・住所)をすべて記入、押印し、共 済契約者に提出するよう指導してください。

共済契約者は『被共済職員退職届』をすべて記入、押印し、『**『合算制度利用申出書』**と共に速やかに提出してください。

- ① 退職手当金を請求した場合は、合算申出の手続きを取ることができなくなります。合算を申し出る場合は、約款様式第7号の3『**『合算制度利用申出書』**での提出になりますのでご注意ください。
- ② 被共済職員が、共済契約者間で異動(退職した日の翌日に一年以上の雇用期間を定めて採用) した場合は、合算ではなく、継続異動の手続きも可能です。その場合は約款様式第8号『創共済契約者間継続職員異動届』を提出してください。

(約款様式第7号の3)

合算制度利用申出書

846 **1**

独立行政法人福祉医療機構 理事長 様

 記入日

 平成
 30
 年
 3
 月
 31
 日
 846



この欄はすべて記入・押印してください。

(3)被共済職員期間の合算申出者が、退職日から3年以内に被共済職員となった場合

(4) 被共済職員期間の合算申出者が、退職日から3年以内に被共済職員とならなかった場合

被共済職員期間の合算を申し出て退職した職員が、退職から3年以内(平成28年3月31日以前に退職の場合は2年以内)に被共済職員とならなかった場合は、被共済職員期間の合算が適用されませんので、退職手当金の請求手続きが必要となります。通常の請求の手順と異なりますので、合算を申し出て退職した職員には、退職時に、次の「請求の手順」のコピーをお渡しいただいたうえ、請求の手順をお伝えください。(通常の手順と異なりますので、注意してください。)

【請求の手順】

退職者(請求者)

- 1.『
 』退職手当金請求書』(約款様式第7号の2)』、『
 』本人確認書類貼付用用紙**』及び**『退職手当金請求書 提出前チェックリスト』を次のいずれかの方法で入手してください。
 - ① 退職した職場(共済契約者)から入手する。
 - ② 当機構のホームページからダウンロードする。
- 2. 『

 『

 』 ② 記職手当金請求書』 の請求者欄及び振込先金融機関欄をすべて記入・押印してください。
- 3.『

 『

 』退職手当金請求書』の下にある「退職所得の受給に関する申告書」部分の「あなたの」の欄及び「A」の欄に記入、押印してください。退職(被共済職員ではなくなった時)した際に、別途退職金の支給を受けている場合は、B欄にその内容を記載するとともに、源泉徴収票を貼付してください。
- 4.「退職所得の受給に関する申告書」には個人番号を記載する必要があるため、必ず『 本人確認書類貼付用用紙』に、番号確認書類及び身元確認書類の写しを貼付し、直接、独 立行政法人福祉医療機構へ提出してください。
- ① 退職手当金の支給を受ける権利は、退職した日の翌日から5年を経過したときは、<u>時効によって消滅します</u>ので、注意してください。
- ② 被共済職員である期間から「共済契約対象施設等の業務に従事した日数が10日以下である月」を除いた月が12月に満たないときは、退職手当金は請求できません。
- ③ 共済契約者は、合算を申出た退職者に係る「被共済職員退職届」の控えを<u>退職日から3年間保存</u> してください。
- ④ 「合算制度利用申出書」を提出した退職者に「被共済職員退職届」の写しをお渡しください。

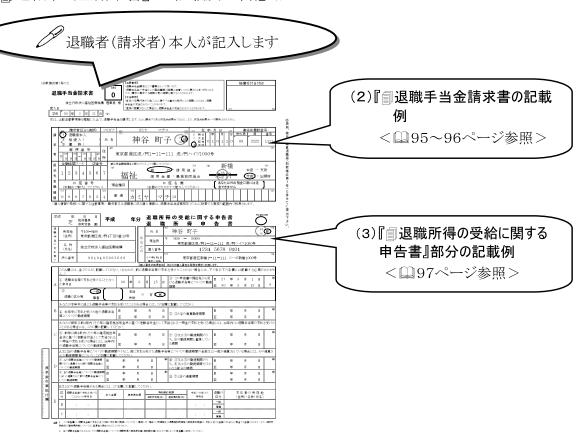
① 『創被共済職員退職届』の記載及び留意点



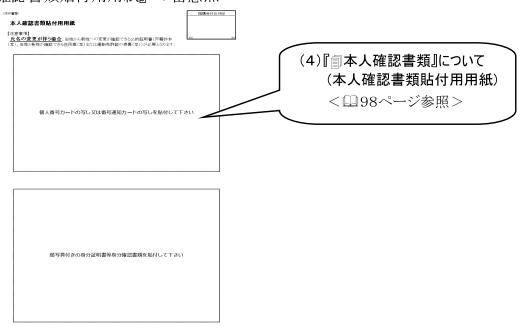


- ・消せるボールペンを使用して記入しないでください。
- ・ 記入を間違えた場合は、**修正液等で消さずに**、必ず二重線で訂正し、訂正印(※)を押印してください。
- ※『『一般共済職員退職届』の訂正箇所には共済契約者の印が必要となります。『『一般共済職員退職届』にはあくまでも共済契約者の印が必要ですので、施設の印や事務担当者の印や代表者個人印(例えば理事長本人の個人印等)は、押印しないでください。(誤った記入例(<〇101ページ>のケース3を参照)

② 『創退職手当金請求書』の記載及び留意点



③『 『 本人確認書類貼付用用紙』の留意点



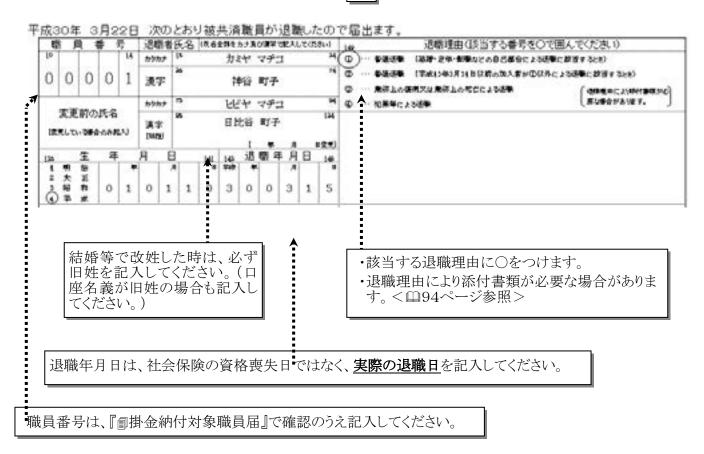
B

- ・消せるボールペンを使用して記入しないでください。
- ・ 記入を間違えた場合は、**修正液等で消さずに**、必ず二重線で訂正し、訂正印(※)を押印してください。
- ※『』退職手当金請求書』の訂正箇所には請求者本人の印が必要となります。

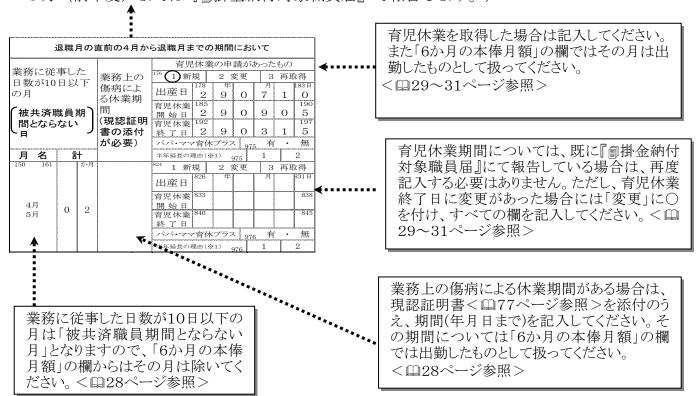
(1)『鄶被共済職員退職届』の記載例



共済契約者が記入してください。



※ 退職月と同年度の4月から退職月までの期間になります。(退職月が4月の場合は、 3月(前年度)までは『動力金納付対象職員届』で報告します。)



・退職日が月末でない場合は、その前月から遡って記入してください。

・被共済職員期間とならない月は記入しないでください。

「特殊業務手当」や「給与特別改善費」など、俸給の調整額に該当するものがある場合は、必ず給与規程上の名称を記入してください。

<□25~26ページ参照>

退職した月以前6か月の本俸月額 (ただし、①退職日が月末でない月及び、②被共済職員期間とならない月は除きます) 〈俸給表の額とは別掲〉 年 俸給の調整額(※2) 額 表 \mathcal{O} | 手当各 (特殊業務手当て (平成 (年) (月) . . 202 203 1 8 1 2 221 0 1 2 9 0 O

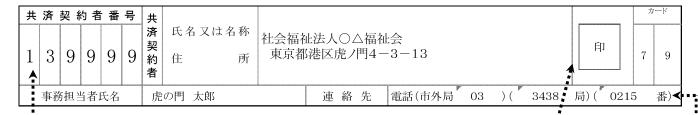
時給制など本俸額を定めない者の「俸給表の額」は、実支給額ではなく、雇用契約に基づき統一された金額を記入してください。

<□26ページ参照>

育児休業、介護休業、業務上の傷病による休職等で本俸が減額されている場合でも、実支給額ではなく、格付けされた本俸月額を記入してください。

この6か月の平均本俸月額によって該当する計算基礎額を 基に退職手当金が算定されます。

< □78~79ページ参照>



(議) 達取者が「連附手当金は求書」を提出しない場合は、「核共済職員達取雇」のみを記入し進やかに提出してくたあい。なお、大の規則 チキックを入れてください。その他の理由がある場合は個外に記載してください。「ロ刑在不明 ロ連盟者が断求故義をしている ローギ末 探表 不要 記述

共済契約者番号は、『掛金納付対象職 員届』で確認のうえ記入してください。 施設印等ではなく、共済契約者印を必ず押印してください。

該当する場合はチェックしてください。

(例) ☑所在不明 □ 退職者が請求放棄をしている □一年未満

「一年未満」以外の場合は、退職した月以前6ヶ月の本俸月額を記入してください。

記載内容についてのお問合せや確認書類の提出を依頼する場合がありますので、必ず記入してください。



- ・『『前被共済職員退職届』部分の記入を間違えた場合は、事務担当者の印ではなく、必ず共済契約者の印(法人の場合は代表者印)による訂正印を押印してください。
- ・修正液等で消して上書きしないでください。

【退職理由区分】

No	退	職理由	添 付 書 類
1)	など ※	<u>降に加入した職員</u> が、②の(1)か	・遺族、相続人請求の場合は、🖺 102~104ページを参照
		(1) 業務上以外の死亡による 退職	・死亡診断書(写) ・遺族、相続人請求の場合は、🖺 102~104ページを参照
	N N	(2) 共済契約対象外施設等への配置換による退職	・共済契約者の発行する配置換命令書(写)・共済契約者の定款
	普通退職 ・平成13年3月31日 以前に加入した職員	(3) 社会福祉施設等の施設の 廃止又は休止による退職	・社会福祉施設等の施設の廃止又は休止を証する書類
2	が、平成13年4月1 日以降に退職し、右 の(1)から(6)に該 当する理由による退	(4) 業務上以外の傷病による 退職	・共済契約者が発行する事情説明書・障害厚生年金の受給を証する書類又は障害の程度が厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当することの医師の診断書
	職の場合	(5) 社会福祉施設等の移転により通勤が不可能又は困難となったことによる退職	・通勤が不可能又は困難となったことの共済契約者が発行する事情説明書
		(6) 社会福祉施設等の定員の減 少等により職員定数に過員が 生じたことによる退職	・社会福祉施設等の入所定員の減少、減少前後の入所定員を証する書類・入所定員減少前後の職員名簿・保育所の保育士の場合は、措置児童数の変更状況を証する書類及び前年度及び当年度の4月1日現在の職員名簿
3	業務上の傷病によ による退職	り障害の状態になったこと	労災保険の適用を受ける者であるとき(※2) ・障害補償給付又は傷病補償年金の支給決定通知書(写) ・共済契約者が発行する現認証明書<□77ページ参照> ・障害厚生年金の受給を証する書類又は障害の程度が厚生年金保険法第47条第2項に規定する障害等級に該当することの医師の診断書等(例:障害厚生年金を受給するための「厚生年金保険診断書」)
	業務上の死亡によ	る退職	労災保険の適用を受ける者であるとき(※2) ・葬祭料の支給決定通知書(写) ・死亡診断書(写) ・共済契約者が発行する現認証明書 ・遺族、相続人請求の場合は、□102~104ページを参照
4	犯罪行為又は重大	な非行による退職	・犯罪等の概要(発覚した時期、犯罪等を犯した期間・回数・被害の程度) ・共済契約者の処分の状況(辞令の写) ・理事会議事録(写) ・就業規則(写) ・労働基準監督署の解雇予告除外がある場合の認定書(写) ・判決があった場合の判決書(写) ・新聞記事(写) ・その他関係書類

- ※ 1 給食部門の外部委託に伴う調理員の退職、勧奨退職等は、①普通退職に該当します。
- ※ 2 労災の適用を受けない退職者で、③業務上の傷病により障害の状態になったことによる退職若しくは業務上の死亡による退職に該当する方は、別途機構にご連絡ください。

(2)『鳳退職手当金請求書』の記載例(退職手当金を請求する場合)

- 必ず請求者本人が記入してください。
 - ・申告書の現住所と同じ住所となります。
 - ・退職後にお住まいの住所を記入してください。 (退職後に転居することが決まっている場合は、 転居後の住所を記入してください。)

転居後の住所を記入してください。) 機構受付日付印 (約款様式第7号の2) 結婚等で氏名が変更している場合、又は、 退職手当金請求書 退職後、退職手当金を請求する時点で氏 0 名が変更している場合は、変更後の氏名 独立行政法人福祉医療機構 理事長 様 を記入し、印を押印してください。 記入日 30 年 3 月 22 日 846 平成 私は、上記注意事項等を理解した上で、退職手当金を請求します。なお、請求する私はな社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力への関与はありません。 請求者区分(続柄) フリガナ 連絡先電話番号 **(** 明治 退職者本人 請 町子 大正 相続人(氏 名 神谷 昭和 0 1 2222 1111 **"**3 求 遺 族(郵便番号 住 東京都港区虎ノ門1-11-111 虎ノ門ハイツ1050号 者 9 9 9 -9999所

〈個人情報の取扱いに関する注意事項〉請求者又は退職者に係る個人情報は、退職手当共済業務及びこれに附帯する業務の範囲内で利用されます

ヤ

金銀

行 信用組合

信用金庫・農業協同組合

口座名義

(左詰めでカタカナで記入してください)

マチコ

振込先金融機関名を記入のうえ、○で囲んでください。

福祉

力

預金種目

普 通

・振込先金融機関の記入については、預金通帳、キャッシュカード等を参照して正しく記入してください。

4

口座番号

7 6 5

< □96ページ参照>

金融機関コー

2 3

(右詰めで記入し

1

振

込

先

金

融

機

'関▶

店番号

5 6

- ・口座番号は、右詰めで記入して ください。 _____
 - ・支店名は通帳繰越店ではなく、 <u>口座を開設した支店名</u>を記入して ください。
 - ・金融機関コード4ケタ、店番号3ケタは正しく記入してください。
 - ・ゆうちょ銀行(郵便局)の場合は、 漢数字3ケタの店名を記入し、 いずれも○で囲まないでください。

・記入を誤った場合は、二**重線で訂正後、 請求者印による訂正印**を押印してください。

あなた以外の預金口座には送

新橋

神和

金できません

本店 ・ 支所

支店・出張所

- ・修正液等で消さないでください。
- ・請求者口座名義は、左詰めで記入してください。
- 濁点(*)、半濁点(°)も1字に数えます。
- ・姓と名の間はひとマス空けて記入してください。
- ・請求者口座名義は、請求者本人に限ります。 (家族名義では送金できません。)

連絡先電話番号は、必ず連絡の取れる電話番号を記入してください。 携帯電話番号でも可です。

「退職手当金を請求」を選択した場合は、記載欄すべて記載し、『

『

『

『

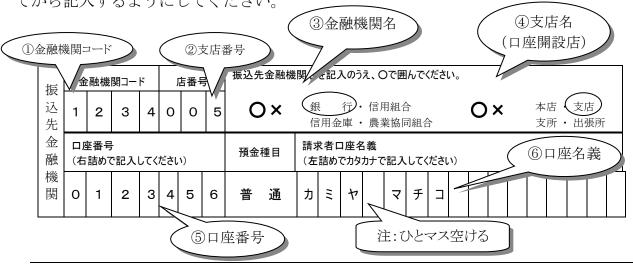
』本人確認書類を貼付してください。

【振込先金融機関の記入方法】

請求者本人が記入する"振込先金融機関"の欄は、預貯金等の通帳またはキャッシュカードを参照のうえ、金融機関コード、支店番号、金融機関名、支店名、口座番号をすべてを正しく記入する必要があります。

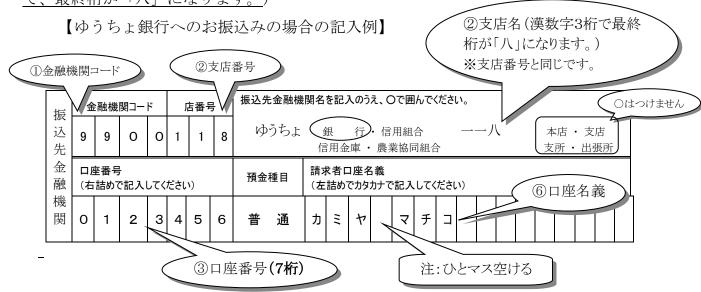
口座番号については、金融機関によっては7桁で表示していない場合がありますので、その際には右詰めで記入するようにしてください。記入の誤りがあった場合は、**退職手当金の送金処理ができません**。

また、金融機関の統廃合により、旧の金融機関を指定した場合や、退職手当金請求書を提出後に口座名義を旧姓から新姓へ変更したことにより振込ができないケースが増えています。振込先の金融機関への事前確認または名義変更する予定がある場合は出来る限り変更してから記入するようにしてください。



ゆうちょ銀行へのお振込をご希望の場合

ゆうちょ銀行の口座へのお振込は、現在、お持ちの記号・番号のままではお振込みすることが出来ません。ゆうちょ銀行へのお振込みの際には、振込用の「店名・預金種目・口座番号」が必要となります。ゆうちょ銀行・郵便局の貯金窓口まで、ゆうちょ銀行の通帳(通常貯金・通常貯蓄貯金に限ります)をお持ちのうえ、「店名・店番・預金種目・口座番号」の記載を受けて、その内容を記入してください。(ゆうちょ銀行の振込用支店名は漢数字3桁で、最終桁が「八」になります。)



(3)「退職所得の受給に関する申告書」部分の記載例

在職中に障害者となったことが直接 の原因で退職した場合は「障害」を 氏名は、退職手当金請求書と ○で囲み、()内に障害等級、身体 退職した年の1月 同じ氏名を記入してください。 障害者手帳の交付年月日を記載し 1日現在の住民登 (結婚等で氏名が変更してい る場合は、変更後の氏名を記 入してください。) てください。その他の人は「一般」を 録上の住所を記入 ○で囲んでください。 してください。 支払者受付日 平成 年 月 日 退職所得の受給に関する申告書 平成 年分 税粉 和市町村長 税務署長 梦 所 得這申 〒105-8486 T100 東京 マイ ⑩ 所在地 氏 名 神谷 町子 醅 (住所) マイナンバーを 999 9999 現住所 な 記入後、「目隠し 東京都港区虎ノ門1-11-111 虎ノ門ハイツ1050号 名 称 独立 支 (氏名) シール |を貼って 1234 5678 9101 個人番号 払 ください。 法人番号 その年1月1日 東京都港区新橋1-11-111 コーポ新橋1000号 現在の住所 【個人番号の取得目的】あなたの個人番号は税務手続きに利用します。 このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の<u>各欄には記載す</u>る必要があり ③ この申告書の提出先から 月 3 1 ① 退職手当等の支払を受けることとなっ 30 年 3 月 15 Н 受ける退職手当等についての A た年月日 4 30 年 3 月 15 勤続期間 (2) 一般 生活 有 (無) O 退職の区分等 扶助 受けたことがある場合には、このB欄に記載してください 退職した年の1月1日現在で 年•• 月 日 年 月 \Box ⑤ ③と④の通算勤続期間 生活保護法による生活保護を **◆***年 月 Н 年 受けている場合は、生活扶助 ・ 金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内)に退職手当等の支払 の「有」を、その他の人は「無」 てください。 ・遺族請求の場合は、申告書の記入は を○で囲んでください。 Н 不要です。 れる一時金の支払を受ける場合には、14 年内)の退職手当等についての勤続期 いる ・相続人請求の場合は、退職者本人の 年 日 月 氏名・住所を記入してください。 A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当 通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。 8 Aの退職手当等についての勤 É ③ ▽ け⑤の勤続期間のう 続期間(③)に通算された前の退耶 8 又は9の勤続期間だけ 現住所は、退職手当金請 手当等についての勤続期間 月 日 なる部分の期間 求書の住所と同一の住所 ⑨ Bの退職手当等についての輩 年 日 続期間(④)に通算された前の退 を記入してください。 ⑦と⑩の通算期間 年 月 日 手当等についての勤続期間 B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。 特別徴収税額 退職手当等の支払を受 支払いを受けた 支払者の所在地 収入金額 源泉徴収額 けることとなった年月日 年月日 (住所)・名称(氏名) 分 市町村民税(円) 道府県民税(円) 区分 \mathbf{E} 一般 В 障害 一般 С 1 この申告書は、返城ナコマーへ 注意 ます。また、市町村民税及び道府県E この申告書は、退職手当等の支 ・③の勤続期間は、共済制度の加入期間と読み替えますので、加入年月日(自)と 退職年月日(至)を記入し、その年数(1年未満は切上げ)を記入してください。 の例の場合は、3年1か月ですので、4年となります。(控除額の年数です。)

> 手当金算定の被共済職員期間(1年未満は切捨て)とは異なります。 <□28ページ参照>

※③の勤続期間の年数は、退職所得控除額を求める年数となりますので、退職

・継続異動をした場合は、最初の加入年月日と退職年月日を記入してください。・合算申出をした場合は、未加入期間があっても、最初の加入年月日と退職年月

日を記入してください。(未加入期間は機構において除きます。)

機構受付日付印

(4)『 『 』本人確認書類』について(本人確認書類貼付用用紙)

(添付書類)

本人確認書類貼付用用紙 【注意事項】 氏名の変更が伴う場合、旧姓から新姓への変更が確認できる公的証明書(戸籍抄本 (写)、旧姓と新姓が確認できる住民票(写)または運転免許証の表裏(写))が必要となります。	985
個人番号カードの写し又は番号通知カードの写しを貼付して	下さい
顔写真付きの身分証明書等身分確認書類を貼付して下さ	L

- 個人番号を記載するに当たっては本人確認が必要となりますので、以下の書類を提出してください。
- ・退職者(請求者)ご本人が書類を準備し、写しを貼付してくたさい。
- ・個人番号には「目隠しシール」を貼付してください。

パターン	番号確認書類(A)	身元確認書類(B)
1		号カード 書類にも身元確認書類にもなります。)
2	番号通知カード(みなさんに配布されたものです)	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート) (顔写真等身分が証明される公的なもの)
3	番号通知カード(みなさんに配布されたものです)	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書等の書類から 2つ以上を組み合わせてください
4	個人番号が記載された住民票の写し	運転免許証、運転経歴証明書、旅券(パスポート) (顔写真等身分が証明される公的なもの)
5	個人番号が記載された住民票の写し	健康保険証、年金手帳、公共料金の領収書等の書類から 2つ以上を組み合わせてください
※これ	らによりがたい場合は、機構あてご相談ください。	

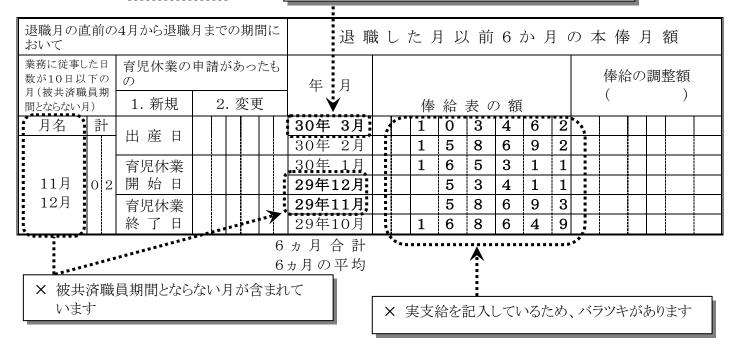
(5) よくある記入誤りの例

× 誤った記載例(ケース1)



- ・ 日給6,000円、週5日勤務(雇用契約上の金額・勤務日数)
- ・ 平成30年3月15日に退職
- ・11月と12月は出勤日数が10日以下

× 退職日が末日でないのに3月が含まれています



◎ 正しい記載例



◎ 退職日が末日でない場合は、6か月本俸に含めません

退職月の直前のおいて	,				退罪	戦し	た	月	以	前	6 Z	ja J	J 0)本	\$ 俸	:月	額			
業務に従事した日数が10日以下の日(オロカスの	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1					年月			俸	給き	表の)額	į			俸	給の	調整	額、
月(被共済職員期間とならない月)	1. 新規		2. 変更			·			.***							••••	()
* 月名 * 計	出産日					30年	2月			1	2	6	0	0	0					
11 🛭						30年	1月			1	2	6	0	0	0					
	育児休業					29年	10月			1	2	6	0	0	0					
	開始日					29年	9月			1	2	6	0	0	0					
12月	育児休業					29年	8月			1	2	6	0	0	0					
	終了日					29年	7月		•	1	2	6	0	0	0					
<u> </u>						6ヵ月~	合計				****	Ā		****	****					
						6ヵ月	の平					į								
	員期間となら 含めません	ない	1月	は、	6カン			0	格作	古本		て、	統一	ーした	126 二金客	•		をしまっ	+	

× 誤った記載例 (ケース2)

退職年月日										
	年	`···	月		Ħ	Ė				
3	0		3	3	1					

- 月給193,500円で特殊業務手当15,480円の職員
- ・ 平成30年3月31日に退職
- ・ 11月に欠勤したが、10日を超える日数を出勤している
- 3月は6日出勤し、年休を15日取っている

× 該当する手当の名称が未記入となっています 退 職 退職月の直前の4月から退職月までの期間 において 業務に従事した日 育児休業の申請があった 数が10日以下の もの ▼俸給の調整額 俸給表の額 年 月 月(被共済職員期 2. 変更 1. 新規 間とならない月) 月名 出產日 30年 2月 9 3 5 0 01 5 8 0 4 30年 1月 1 9 3 5 0 0 5 4 8 0 1 29年12月 育児休業 5 0 0 開始日 7 29年11月 1 0 1 3 5 0 9 0 0 29年10月 0 育児休業 終了日 29年 9月 3 5 9 0 0 5 4 8 1 1 0 × 末日の退職で、業務に従事した日数が10日を超

えているにもかかわらず、3月が含まれていません

× 欠勤により減額された本俸を記入しています

◎ 正しい記載例



該当する手当がある場合は、必ず その名称を記入します < □25ページ参照>

退職月の直前の4月から退職月までの期間 退職した月以前6か月の本俸月額 において 業務に従事した日 育児休業の申請があった 数が10日以下の 俸給の調整額 年 月 俸給表の額 月(被共済職員期 (特殊業務手当) 2. 変更 1. 新規 間とならない月) 30年 3月 月名 計 9 3 5 0 0 1 4 8 出産印 30年 2月 5 1 9 3 0 0 1 5 4 8 0 30年 1月 育児休業 3 5 1 9 0 01 5 4 8 0開始日 29年12月 29年11月 9 育児休業 1 3 | 5 0 0 1 | 5 4 8 0 終了日 9 0 29年10月 6ヵ月合計

◎ 末日の退職で、業務に従事した日数が10日を超 える場合は、退職した月から遡って記入します (1年に20日以内の年次有給休暇は出勤した日 とみなすことができます)

<□28ページ参照>

◎ 欠勤があっても、その月に10日を超える出勤 日数があれば格付本俸を記入します

× 誤った記載例(ケース3)

退職年月日									
	年		月		田				
3	0		3	3	1				

- ・月給167,400円の職員
- ・ 平成30年3月31日に退職
- ・ 育児休業を取っている

									X :	涌勤	丰业	や音	9理]	職手	当.:	扶養	:丰坐	(等)	士入り	りまも	ት		
	退職月の直前の4月から退職月までの期間 において								■ X 通勤手当や管理職手当、扶養手当等は入りません<□25,26ページ参照>														
数月	務に従事 が10日 (被共済取 とならない	以下の 職員期	0 50				こ	年	月 •••••••	#=======							○調整額 動手当) •						
•	月名	計	出産日	2 9	1 0	0	П	2 9 年1	11月			1	6	7	4	0	0			8	0	0	0
	10 🖺		山连口	2 9	1 0	•	ວ •••	2 9 年1	10月			1	6	7	4	0	0			8	0	0	0
E	12月		育児休業	2 9	$1 \mid 2$	١	1	29年	9月			1	6	7	4	0	0			8	0	0	0
	1月 2月	0 4	開始日	2 3	1 2		1	29年	8月			1	6	7	4	0	0			8	0	0	О
E	2月 3月		育児休業	20			-1	29年	7月		. 4	1	6	7.	4	Q.	Ω			8	0	0	0
	o月 	育児休業 終了日 300331				1 1	.29年	6月	,			6 ⁶	_						8	0	0	0	
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·																						
× 育児休業期間が欠勤の扱いにされています								ı	×	訂	正箇	所に	事務	务担	当者	の訂	正月	刀が排	すされ	てい	ハます)	
\sim	- ロガル	下来别	1月17/1/人 宝川ワノ	1/X V '(-c	4 レ り	Ų V	· 未 9	. '~														

◎ 正しい記載例

退職年月日									
	年		月		日				
3	0		3	3	1				

退職月の直前の において	04月から退職	以月までの 類	胡間	退耳	—— 戦 し	た	月	以	前	6 7	βa)	—— 月 σ	ー フ 本	・俸	月	額		
業務に従事した日 数が10日以下の 月(被共済職員期 間とならない月)	育児休業の もの 1.新規		下 月		俸給表の額							俸給の調整額 ()						
月名計	出産日	2 9 1 0	0 5 30	年 3月 年 2月	1		1	6	7	4	0	0						
0 0	育児休業 開始日	2 9 1 2	0 1 30	年 1月 年12月			1	6	7	垂	()	也会0						
	育児休業 終了日	3 0 0 3	3 1 29	年11月 年10月	-	÷	1	6 6	7 3	表文部	福祉	10 10	7:					
;	月合計 月の平		•			, , , , , , , , , , , , , , , , , , , 		•	\									
被共済職員	明間は欠勤初 っても6か月 ラ期間となら ページ参照	本俸に含め ない月に	うます			©)訂	正印	は対	上 済	契約	者の)印を	:押し	ます			

遺族・相続人による請求手続きの留意点

退職手当金の請求者が、遺族、相続人の場合、退職届、請求書のほかに次の添付書類が必要になります。また、受給権者については優先順位がありますので注意してください。

(1) 遺族が請求する場合 (死亡による退職)

ア. 受給権者の順位及び添付書類(受給者の順位は共済法により次のとおりとなっています)

順	位		受給権者	添 付 書 類
第		戸第	番上の配偶者	① 死亡診断書(写) ② 配偶者の戸籍謄本(但し、被共済職員の死亡後に別戸籍となっている場合は、配偶者の戸籍謄本のほか被共済職員の死亡を証する戸籍謄本又は除籍謄本)
1 グループ	1	内翁	家の妻又は夫	① 死亡診断書(写)② 被共済職員の死亡及び戸籍上の配偶者がいないことを証する戸籍謄本又は除籍謄本③ 内縁の妻又は夫の戸籍謄本④ 内縁関係についての「生計維持に関する調査書」(様式11号)及び被共済職員の死亡当時の世帯員の状況を明らかにすることができる住民票の謄本
第 2 グループ	2 3 4 5 6 7	生計維持関係あり	子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹 その他の親族	 ① 死亡診断書(写) ② 被共済職員の死亡を証する戸籍謄本又は除籍謄本 ③ 被共済職員の死亡当時、主として被共済職員の収入によって生計を維持していたことを証する「生計維持に関する調査書」(様式11号) ④ 被共済職員と請求者(受給権者)の身分関係及び先順位の遺族がいないことを証する戸籍謄本(除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む) ⑤ 上記②又は④の戸籍謄本より請求者(受給権者)が除籍されている場合は、請求者(受給権者)の現在の戸籍抄本又は戸籍謄本
第 3 グループ	8 9 10 11 12	生計維持関係なし	子 父母 孫 祖父母 兄弟姉妹	 ① 死亡診断書(写) ② 被共済職員の死亡を証する戸籍謄本又は除籍謄本 ③ 被共済職員の死亡当時、主として被共済職員の収入によって生計を維持していた親族がいないことを証する「生計維持に関する調査書」(様式11号) ④ 被共済職員と請求者(受給権者)の身分関係及び先順位の遺族がいないことを証する戸籍謄本(除籍謄本、改製原戸籍謄本を含む) ※被共済職員の出生から死亡までの連続した期間の戸籍謄本、改製原戸籍謄本 ⑤ 上記②又は④の戸籍謄本より請求者(受給権者)が除籍されている場合は、請求者(受給権者)の現在の戸籍抄本又は戸籍謄本 ※②・④・⑤は『認証文つき法定相続情報一覧図』で代替することができます。

イ. 同順位者が2人以上いる場合

上表中の順位2~7及び順位8~12の者において、同順位者の遺族が2人以上いる場合は、同順位の遺族の中から代表者を定め、その者が請求者となる『

『退職手当金請求書』を作成し、他の者が作成したその者に対しての退職手当金の請求及び受取についての委任状(様式12号)を添付してください。

ウ. 遺族が未成年者の場合

未成年者の親権者又は後見人が請求者となる『

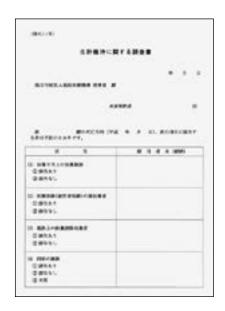
『退職手当金請求書』を作成し、その者が 親権者又は後見人であることが記載されている未成年者の戸籍謄本を添付してください。

エ. 個人番号(マイナンバー)について

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入され、税務署等に法定調書を提出する場合は、死亡した被共済職員(退職者)と遺族(請求者)の個人番号が必要となりますので、それぞれの「個人番号カード(写)」、「番号通知カード(写)」、「個人番号が記載された住民票の写し」のいずれか一つを添付してください。

※生計維持に関する調査書及び委任状は、機構ホームページからダウンロードすることがきます。

http://www.wam.go.jp/hp (退職手当共済事業→各種届出様式→様式第7号の添付書類)





- (2) 相続人が請求する場合 (退職後、退職手当金を受取る前に死亡)
 - ア. 受給権者の順位及び添付書類(受給者の順位は民法により次のとおりとなっています)

順位	受給権者	添付書類
1	配偶者、子及び代襲相続 人(孫等) (直系卑属)	 被共済職員の出生から死亡までの連続した期間の 戸籍謄本、改製原戸籍謄本 相続人(受給権者)全員の現在の戸籍抄本又は戸籍 謄本
2	配偶者及び父母、祖父 母等 (直系尊属)	※①・②は『認証文つき法定相続情報一覧図』で代替する ことができます。
3	配偶者、兄弟姉妹及び 代襲相続人(甥、姪等))	

- イ. 同順位者が2人以上いる場合 遺族請求の場合のイと同じです。
- ウ. 相続人が未成年者の場合 遺族請求の場合のウと同じです。

7 支給の制限

(1) 犯罪行為その他これに準ずべき重大な非行により退職した場合

次のような場合は、支給制限に該当するおそれがありますので、退職理由区分の「④犯罪等による退職」として届け出ることになります。(退職理由区分<□94ページ>を参照)

- ア.「犯罪行為」については、刑罰法規により刑罰を科するに値する行為であって、禁錮以上の刑に処せられたもの(執行猶予の有無は考慮しない)又は起訴されているものです。
- イ.「その他これに準ずべき重大な非行」については、起訴されていないもので、犯罪行為 に準ずる程度の反社会性をもった行為と認められるものです。

例えば、被共済職員が施設又は事業の利用者に対する身体傷害や財産侵害、又は施設・ 事業の財産侵害をした場合などです。

- (注)退職共済制度の支給制限規定と就業規則等の退職理由との関係は、就業規則等において依願退職となる場合でも退職共済制度では犯罪等に該当するケースもあります。また、懲戒解雇となる場合は、一般的には退職共済制度の支給制限に該当することが多いと思われますが、必ずしも一致するものではなく、共済法および約款等に基づき判断されることになりますので、ご注意ください。
- (2) 遺族であっても退職手当金が支給されない場合
- ア. 被共済職員を故意に死亡させた者
- イ.被共済職員が死亡した場合に、被共済職員の死亡によって退職手当金の支給を受けるべき者(自分より先の順位の者又は自分と同順位の者)を被共済職員の死亡前に故意に死亡させた者

(3) 退職手当金の返還請求

約款第43条に規定されているように、偽りその他不正の行為により退職手当金の支給を受けた者や、共済契約者が提出する退職届の退職理由を「犯罪等」に該当するにもかかわらず、「普通退職」として届出し、支給されたときは、共済契約者も連帯して返還していただくこととなります。

<参考>社会福祉施設職員等退職手当共済約款

(退職手当金の返還)

第43条 偽りその他不正の行為により退職手当金の支給を受けた者がある場合は、機構は、 その者から当該退職手当金を返還させることができます。この場合において、その支給 が当該共済契約者の虚偽の証明又は届出によるものであるときは、機構は、当該共済契 約者に対して、支給を受けた者と連帯して退職手当金を返還させることができます。